



ハ廢棄ニ係ラザル沒收物又ハ沒收物ノ處分ニ因リテ得タル代價若ハ徵收シタル追徴金ニ等シキ金額ヲ還付ス無罪ノ言渡ヲ爲シタル裁判所又ハ免訴ノ言渡ヲ爲シタル豫審判事ノ屬スル裁判所ニ對シ補償給與ノ申立ヲ爲スペシ前項ノ申立へ書面ヲ以テ之ヲ爲スペシ申立書ニハ戸籍謄本ヲ添附スベシ補償ノ給與ヲ受クベキ者申立ヲ爲シタ次順位ニ於テ補償ノ給與ヲ受クベキ者ヨリ之ヲ爲シタルモノト看做ス第七條 補償ノ給與ヲ受クベキ者ハ先順位者ノ明示シタル意思ニ反シ補償給與請求ノ申立ヲ爲スコトヲ得ズ

補償ノ給與ヲ受クベキ者申立ハ順次順位者ニ於テ更ニ申立ヲ爲スコトヲ得ズ

補償ノ給與ヲ受クベキ者申立ハ代理人ニ依リテモ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第九條 補償給與ノ申立ハ無罪又ハ免訴ノ裁判確定ノ日ヨリ六十日内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十條 補償給與ノ申立アリタルトキハ裁判所へ検事ノ意見ヲ聽キ申立ニ付決定ヲ爲スベシ

第十一條 補償給與ノ決定ニ對シテハ不立ト同時ニ勾留ニ因ル補償給與ノ申立アリタルトキハ主文ヲ區別シテ決定ヲ爲スペシ

刑ノ執行又ハ拘置ニ因ル補償給與ノ申立理由アルトキハ補償給與ノ決定ヲ爲スペシ申立理由ナキトキ又ハ期間経過後ニ係ルトキハ之ヲ棄却スベシ

第十二條 補償給與ノ申立ヲ棄却スル決定ニ對シテハ不立ト同時ニ勾留ニ因ル補償給與ノ決定ヲ得ズ

第十三條 補償ノ交付ヲ受ケントスル者ハ其ノ決定ヲ爲シタル裁判所ニ請求書ヲ差出スベシ請求書ニハ戸籍謄本ヲ添附スベシ

第十四條 補償交付ノ請求權へ之ヲ譲渡スコトヲ得ズ

第十五條 補償給與ノ申立ニ關スル事件内ニ補償交付ノ請求ヲ爲サザルトキハ權利ヲ失フ

第十六條 補償給與ノ決定アリタル後再審ノ請求又ハ刑事訴訟法第三百十七條ノ規定ニ依ル公訴ノ提起アリタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

第十七條 前條第二項ノ場合ニ於テ既ニ判決アリタルトキハ補償給與ノ決定ヲ停止スベシ

第十八條 本法ノ決定及ニ對スル即時抗告ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除同ジクノ外刑事訴訟法ヲ準用ス期間ニ付亦同ジ

第十九條 裁判所補償ノ決定ヲ爲シタルトキハ其ノ決定ヲ受ケタル者ノ申立ニ因リ速ニ無罪又ハ免訴ノ裁判ノ主文及要旨並ニ補償ヲ爲シタル旨ヲ官報ニ掲載スベシ

第二十條 本法ハ軍法會議ニ於テ無罪ノ言渡アリタル場合ニ之ヲ準用ス但シ補償給與ノ申立ヲ棄却スル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得ズ

軍法會議ニ於テ補償ノ返還ヲ命ズル決議ノ執行ニ付テハ陸軍軍法會議法第五百八十八條乃至第五百二十條又ハ海軍軍法會議法第五百三十九條第一項又ハ海軍軍法會議法第五十九條第一項ノ規定ヲ準用ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
〔國務大臣子爵渡邊千冬君演壇ニ登ル〕  
○國務大臣(子爵渡邊千冬君) 凡ソ裁判檢察ノ事務ニ從事スル職員ガ事件ヲ處理スルニ當リマシテハ、常ニ深甚ノ注意ヲ拂ヒ、能ク事實ノ真相ヲ穿チ、處分ノ公正ヲ全ウシ、何等ノ過誤ナキコトヲ期スルハ勿論デアリマス、而シテ當局ノ職員ガ此精神ヲ以テ職務ニ從事シテ居リマスコトハ國民周知ノ事實デアリマシテ、本邦刑事訴訟手續ノ實際ニ於テ惡意又ハ過失アルニ非ズシテ、適法ニ職權ヲ行使シタル場合ニ於テモ、尙未偶、無辜ノ良民ニシテ犯罪ノ嫌疑ニ依リ、公訴ヲ提起セラレテ未決拘留又ハ遂ニ刑ノ執行ヲ受ケ、之ガ爲ニ甚シキ不名譽ヲ醸シ、又著シキ苦痛ヲ被ルモノナキニ非ザルコトハ頗ル遺憾トスル所デアリマスガ、又實ニ已ムヲ得ザル事實デアルノデアリマス、併ナガラ被告人ト致シマシテハ自己ニ何等ノ過責ナキ場合ニ於テ、斯ノ如キ不測ノ禍害ニ遭遇スルコトハ忍ビ得ザル所デアリ、又社會問題トシテモ看過スベカラザル事實デアリマス、刑事裁判ノ結果ハ斯ク重大デアリマスカラ、他ノ國家權力行爲ノ場合ト異リ、法律ハ最モ精細鄭重ナル手續規定ヲ設ケ、更ニ再審、非常上告ノ制度ヲモ認メ、絕對的ノ眞實發見ヲ期シテ居ルノデアリマス、然ルニ如上ノ禍害ヲ被リタルモノアルコトガ確定イタシマシテモ、現在ノ如ク其苦痛ニ對シテ財產上ノ損害賠償ナリ、又ハ精神上ノ損害賠償ナリ、其他何等ノ慰藉ノ途モ

具シテ居リマセヌノデハ、人道ヲ重ンジ、司法正義ヲ明カニシ、以テ國民ノ司法ニ對スル信頼ヲ厚ウスル所以デナイト存ジマス、從テ新タニ是等ノモノニ對スル補償ノ制度ヲ定メテ、冤枉慰藉ノ途ヲ講ズルコトハ刻下ノ急務デアルト信ズルノデアリマス、是レ政府ガ本案ヲ提出シ、以テ時代ノ要求ニ順應セントスル次第アリマス、衆議院ニ於テハ政府ノ提出シタル原案中、補償給與ノ字句竝ニ之ニ伴フ文句ノ修正ヲ爲シ、且ツ官報公示ノ規定ヲ加フルコトニナリマシタガ、原案ノ趣旨亦固ヨリ是ト異ルモノデハナインデアリマスカラ、政府ハ其修正ニ贊成ヲ致シタノデアリマス、此新シニ意義ヲ有スル法案ニ對シ、何卒慎重審議ノ上協賛ヲ與ヘラレシコトヲ切望イタシマス。

○議長(公爵徳川家達君) 別ニ質疑モナイ

ト認メマスカラ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ

書記官ラシテ朗讀イクサセマス

○議長(公爵徳川家達君) 刑事補償法案特別委員

侯爵中御門經恭君 子爵池田政時君

子爵秋月種英君 富谷鉢太郎君

男爵北大路實信君 山岡萬之助君

八木春樹君

鶴澤總明君

關直彦君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第三、瓦斯事業法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告

瓦斯事業法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和六年二月二十三日

瓦斯事業法中改正法律案

委員長 侯爵大隈 信常

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔侯爵大隈信常君演壇ニ登ル〕

○侯爵大隈信常君 本改正案ノ目的ハ、現行ノ瓦斯事業法ハ瓦斯事業者ノ財務的監督ニ關シマシテ不備ノ點ガアリマスガ故ニ、之

ト認メマスカラ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ

書記官ラシテ朗讀イクサセマス

○議長(公爵徳川家達君) 刑事補償法案特別委員

侯爵中御門經恭君 子爵池田政時君

子爵秋月種英君 富谷鉢太郎君

男爵北大路實信君 山岡萬之助君

八木春樹君

鶴澤總明君

關直彦君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第三、瓦斯事業法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告

瓦斯事業法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和六年二月二十三日

瓦斯事業法中改正法律案

委員長 侯爵大隈 信常

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔侯爵大隈信常君演壇ニ登ル〕

○侯爵大隈信常君 本改正案ノ目的ハ、現

行ノ瓦斯事業法ハ瓦斯事業者ノ財務的監督ニ關シマシテ不備ノ點ガアリマスガ故ニ、之

ト認メマスカラ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ

書記官ラシテ朗讀イクサセマス

○議長(公爵徳川家達君) 刑事補償法案特別委員

侯爵中御門經恭君 子爵池田政時君

子爵秋月種英君 富谷鉢太郎君

男爵北大路實信君 山岡萬之助君

八木春樹君

鶴澤總明君

關直彦君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第三、瓦斯事業法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告

瓦斯事業法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和六年二月二十三日

瓦斯事業法中改正法律案

委員長 侯爵大隈 信常

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔侯爵大隈信常君演壇ニ登ル〕

○侯爵大隈信常君 本改正案ノ目的ハ、現

行ノ瓦斯事業法ハ瓦斯事業者ノ財務的監

督ニ關シマシテ不備ノ點ガアリマスガ故ニ、之

ト認メマスカラ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ

書記官ラシテ朗讀イクサセマス

○議長(公爵徳川家達君) 刑事補償法案特別委員

侯爵中御門經恭君 子爵池田政時君

子爵秋月種英君 富谷鉢太郎君

男爵北大路實信君 山岡萬之助君

八木春樹君

鶴澤總明君

關直彦君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第三、瓦斯事業法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告

瓦斯事業法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和六年二月二十三日

瓦斯事業法中改正法律案

委員長 侯爵大隈 信常

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔侯爵大隈信常君演壇ニ登ル〕

○侯爵大隈信常君 本改正案ノ目的ハ、現

行ノ瓦斯事業法ハ瓦斯事業者ノ財務的監

督ニ關シマシテ不備ノ點ガアリマスガ故ニ、之

ト認メマスカラ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ

書記官ラシテ朗讀イクサセマス

○議長(公爵徳川家達君) 刑事補償法案特別委員

侯爵中御門經恭君 子爵池田政時君

子爵秋月種英君 富谷鉢太郎君

男爵北大路實信君 山岡萬之助君

八木春樹君

鶴澤總明君

關直彦君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第三、瓦斯事業法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告

瓦斯事業法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和六年二月二十三日

瓦斯事業法中改正法律案

委員長 侯爵大隈 信常

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔侯爵大隈信常君演壇ニ登ル〕

○侯爵大隈信常君 本改正案ノ目的ハ、現

行ノ瓦斯事業法ハ瓦斯事業者ノ財務的監

督ニ關シマシテ不備ノ點ガアリマスガ故ニ、之

ト認メマスカラ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ

書記官ラシテ朗讀イクサセマス

○議長(公爵徳川家達君) 刑事補償法案特別委員

侯爵中御門經恭君 子爵池田政時君

子爵秋月種英君 富谷鉢太郎君

男爵北大路實信君 山岡萬之助君

八木春樹君

鶴澤總明君

關直彦君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第三、瓦斯事業法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告

瓦斯事業法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和六年二月二十三日

瓦斯事業法中改正法律案

委員長 侯爵大隈 信常

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔侯爵大隈信常君演壇ニ登ル〕

○侯爵大隈信常君 本改正案ノ目的ハ、現

行ノ瓦斯事業法ハ瓦斯事業者ノ財務的監

督ニ關シマシテ不備ノ點ガアリマスガ故ニ、之

ト認メマスカラ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ

書記官ラシテ朗讀イクサセマス

○議長(公爵徳川家達君) 刑事補償法案特別委員

侯爵中御門經恭君 子爵池田政時君

子爵秋月種英君 富谷鉢太郎君

男爵北大路實信君 山岡萬之助君

八木春樹君

鶴澤總明君

關直彦君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第三、瓦斯事業法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告

瓦斯事業法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和六年二月二十三日

瓦斯事業法中改正法律案

委員長 侯爵大隈 信常

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔侯爵大隈信常君演壇ニ登ル〕

○侯爵大隈信常君 本改正案ノ目的ハ、現

行ノ瓦斯事業法ハ瓦斯事業者ノ財務的監

督ニ關シマシテ不備ノ點ガアリマスガ故ニ、之

ト認メマスカラ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ

書記官ラシテ朗讀イクサセマス

○議長(公爵徳川家達君) 刑事補償法案特別委員

侯爵中御門經恭君 子爵池田政時君

子爵秋月種英君 富谷鉢太郎君

男爵北大路實信君 山岡萬之助君

八木春樹君

鶴澤總明君

關直彦君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第三、瓦斯事業法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告

瓦斯事業法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和六年二月二十三日

瓦斯事業法中改正法律案

委員長 侯爵大隈 信常

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔侯爵大隈信常君演壇ニ登ル〕

○侯爵大隈信常君 本改正案ノ目的ハ、現

行ノ瓦斯事業法ハ瓦斯事業者ノ財務的監

督ニ關シマシテ不備ノ點ガアリマスガ故ニ、之

ト認メマスカラ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ

書記官ラシテ朗讀イクサセマス

○議長(公爵徳川家達君) 刑事補償法案特別委員

侯爵中御門經恭君 子爵池田政時君

子爵秋月種英君 富谷鉢太郎君

男爵北大路實信君 山岡萬之助君

八木春樹君

鶴澤總明君

關直彦君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第三、瓦斯事業法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告

瓦斯事業法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和六年二月二十三日

瓦斯事業法中改正法律案

委員長 侯爵大隈 信常

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔侯爵大隈信常君演壇ニ登ル〕

○侯爵大隈信常君 本改正案ノ目的ハ、現

行ノ瓦斯事業法ハ瓦斯事業者ノ財務的監

督ニ關シマシテ不備ノ點ガアリマスガ故ニ、之

ト認メマスカラ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ

書記官ラシテ朗讀イクサセマス

○議長(公爵徳川家達君) 刑事補償法案特別委員

侯爵中御門經恭君 子爵池田政時君

子爵秋月種英君 富谷鉢太郎君

男爵北大路實信君 山岡萬之助君

八木春樹君

鶴澤總明君

關直彦君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第三、瓦斯事業法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告

瓦斯事業法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和六年二月二十三日

瓦斯事業法中改正法律案

委員長 侯爵大隈 信常

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔侯爵大隈信常君演壇ニ登ル〕

○侯爵大隈信常君 本改正案ノ目的ハ、現

行ノ瓦斯事業法ハ瓦斯事業者ノ財務的監

督ニ關シマシテ不備ノ點ガアリマスガ故ニ、之

ト認メマスカラ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ

書記官ラシテ朗讀イクサセマス

○議長(公爵徳川家達君) 刑事補償法案特別委員

侯爵中御門經恭君 子爵池田政時君

子爵秋月種英君 富谷鉢太郎君

男爵北大路實信君 山岡萬之助君

八木春樹君

鶴澤總明君

關直彦君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第三、瓦斯事業法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告

瓦斯事業法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和六年二月二十三日

瓦斯事業法中改正法律案

委員長 侯爵大隈 信常

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔侯爵大隈信常君演壇ニ登ル〕

○

決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

澱粉輸入關稅引上ノ件

北海道枝幸郡中頓別村農谷口雅雄外

二百七十三名呈出

右ノ請願ハ國產澱粉ハ近時著シク下落シ従々生産者ノ苦痛多大ナルハ一面財界ノ不況ニ甚クト雖モ他面輸入澱粉ノ脅威ニ外ナラススクテハ前途有望ナル斯業ニ一大頓挫ヲ來タシ經濟上甚タ遺憾ナルヲ以テ同關稅ヲ適當ニ引上ガ農村ノ保護振興意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

三島地方震災地復舊ニ關シ國庫補助ノ

静岡縣田方郡三島町長朝日原作呈出

右ノ請願ハ靜岡縣田方郡三島町附近八軍事上伊豆半島ノ咽喉ヲ扼シ加之風光明媚ニシテ史蹟名勝ニ富ミ且ツ温泉境トシテ内外ニ顯揚セリ然ルニ還般大震ノ爲メニ慘害ヲ蒙ルコト甚タシク自力復興至難ナルニ依リ關東奥丹後兩震災ノ例ニ倣ヒ復舊費トシテ國庫ヨリ財的援助ヲ與ヘテレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

意見書案

伊豆地方震災地復舊ニ關シ國庫補助ノ

靜岡縣田方郡三島町長朝日原作外二十八名呈出

右ノ請願ハ靜岡縣田方郡ハ客年大震ノ災害ヲ蒙リ今ヤ復興ニ精進スルニ拘ラス財界ノ不況ニ遭遇シ住民ノ困憊一方ナラサルハ甚タ遺憾ナルニ依リ速ニ政府ニ於テ町村營造物神社寺院土木工事個人住宅荒地生業衛生施設等ノ復舊並ニ町村歲入缺陥補填ノ爲ニ國庫補助、低利資金ノ供給及ヒ租稅減免ノ途ヲ講セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

磐越東線鐵道三春、船引兩驛間ニ停車場設置ノ件

福島縣田村郡要田村長谷壁龜八呈出

右ノ請願ハ磐越東線鐵道三春、船引兩驛間七哩ノ中間ニ位スル福島縣田村郡要田村ニ停車場ヲ設置スルハ附近一帶ノ產業ヲ開發スルノミナラス物資供給ノ圓滑ヲ計ル等地方進展ニ資スルコト甚大ナルニヨリ速ニ之レガ實現ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

意見書案

鳥見靈跡ノ保存顯彰ノ件

奈良縣吉野郡高見村長北村勝治外二名呈出

右ノ請願ハ鳥見靈跡ハ神武天皇ノ大親祭ヲ行ハセラレタル聖域ニシテ我建國ニ重大關係ヲ有スル史蹟ナルニ依リ速ニ之ヲ保存顯彰ノ方法ヲ講セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理  
外務大臣男爵幣原喜

ハ、誠ニ恐懼ニ堪ヘヌ、頗ル殘念ナ次第デ  
ゴザリマス、此請願ハ新聞、雑誌其他ノ出  
版物ニ至寧ノ御尊影ヲ、掲載イタシマシ  
テ、皇室ノ御近狀ナリ、御盛德ナリテ、國  
民一般ニ之ヲ知ラシム、皇室ニ對スル尊譽  
ノ念オバ深ニテシムコトハ頗ル喜バシイ  
コトゴザリマス、其議載セラレマシクアル  
新聞雜誌、出版物等ノ取扱ノ上ニ於キマシ  
テ、知ラズ識テバ中ニ不敬ニ至ル行爲アリ  
ルコトハ誠ニ畏多无限リテゴザリマス、其都度採  
擇ニカツテ居リマスルガ、今尙ホ取扱上不十  
分デアルコトヘ、煩ル遺憾トスル所ゴザリマ  
ス、斯文シテ請願ハ年々提出サレ其都度採  
擇ニカツテ居リマスルガ、今尙ホ取扱上不十  
尤ナ御趣旨アリト考ヘマスニ付キマシ  
テ、明治三十一年十二月、内務大臣ハ誠苦  
ヲ發シマシテ、御尊影が粗相ニ流ルルモ  
ノカ九ラシムルト共ニ、取扱上苟モ不敬ニ  
瓦ルコトナガラシヒルヤウナ、サウ云フヤ  
ウナ趣旨ヲ公示シマシテ、出版物ノ査収取  
締ニ嚴ニ致シマスルシ、地方長官及警察部  
長會商ノ際ニ於キマシテモ、屬此趣意ヲバ  
詳細ニ指示タシマシテ、各管下ニ告諭ヲ  
齎セシム、更ニ各種ノ機會ヲバ利用イタシ  
マシテ、御尊影ヲバ鄭重ニ取扱オト云フ良  
風ヲバ廳致スルニ努メマスルト共ニ、取瀬  
上ニ於キマシテモ遺憾ナカラシムルコトヲ  
期シテ居ルノアリマス云々、ト申サレル  
ノデアリマス、併ナガラ是ハ甚ダ失禮デゴ  
ザリマスルガ、月並的ノ御言葉デ共竄ガ舉  
テ居リマセ又爲ニ、年々斯様ナ種類ノ請願  
ヲバ見ルコトハ實ニ遺憾千萬デゴザリマ  
ス、明治三十一年カラ今日マテハ約三十二  
歳年ヲバ經過シテ、尙ホ未ダ其取締ガ十分  
デナク、政府當局ノ聲明ガ實效ヲバ奏セズ、  
却テ近來一層御尊影ノ取扱が粗末ニ流レ、

シテハ明治三十一年十二月二十八日發布ノ御尊影取扱心得ノ四條策ヲ出サレマシテ、徹底的ニ實現セシタル爲ニ、如何ナル方法ヲ執テ居ラル、ノゾアリマスカ、若シ地方法長官ヘノ訓令ガ行届イテ居リマスルナラバ、地方長官ハ其管轄内ノ市町村長ヲシテ町内會セ或ハ字會等カラ戸毎ニ之ヲ傳達イタシマシテ、新聞紙ニ御尊影ガ載、テアッタナラバ拜見シタ後ハ必ず切抜キテ鄭重ニ保存スルヤウニセヨ、又糰末ニナラヌ爲ニ焼棄テルヤウニセヨト云カヤウナ良美俗アリマス、而シテ御尊影ノ奉掲、新聞紙ガ様モノ品物ノ包紙トナダリ、道路其他ノ地上ニ棄テラマシテ、靴ヤ下駄ニ踏ムト云フヤウナ不敬ノコトハナク咎ト思フノデアリマス、又警察部長ヘノ訓令ガ行届イテ居ラナルノバ管轄内ノ各警察署、警察署、派出所、駐在所等ノ警官ガ注意監視イタシマシテ粗末ニスル不敬ノコトハナク咎デアラウト思フノデアリマス、而モ尙ホ此事象ガ現存スルノハ、毎年ノ地方長官會議ノ訓示モ、又警察部長會議ノ訓示モ、月並的ニ述ベラレテ居ルヤウナ感ジガ致スノデアリマス、ソレ故聽ク方ニナリマシテモ月並的ニ聽イテ居ル、而シテ御尊影ニ付テ取扱ニ深甚ノ注意ヲバ致サヌノデアリハスマイカト考ヘルノデアリマス、現内閣ガ組閣早々教化總動員ヲバ行ハレ、次不ズ昨年ハ教育勅語御煥發四十年記念ノ國民的運動ヲ行ハレマシテ國民ノ思想ヲ善處ニ導カレタコトハ多大ノ效果ガアシタ思フノデアリマス、文部大臣ハサウシタ抽象的ナ理論ノ宣傳ノミヲシテ満足シテ居ラレルノデアリマスマイカ、若シ公私ノ各種學校デ御尊影奉掲ノ新聞紙アル御尊影及び皇族方ノ御寫真ハ悉ク之ヲ

切抜不テ系統的ニ順序ヨク貼リ込ミ、大切ニ保存スルノ習慣ヲバ養成セラレタナラバ、児童ガ奉掲ノ新聞紙デ辨賞其ノモノヲ包ングダリ鼻アカンダリ、手ヲ拭イタリ、恐レナガラ不淨ノ場所ニ持ツテ行タド云フヤウナ不敬ノコトハ敢テスマイト思フノデアリマス、然ルニ學校ノ教員ガ生徒ガ以上ノヤウナ不敬ニ涉ルコトモ戒メズ、其教員自身サヘ古新聞トスレバ御尊影アルノモ考慮セズ、粗末ニ取扱フモノガアルカテ、從テ生徒モ無意識ニ、知テズ識ラズ不敬ニ涉ルコトヲスルノデアラウト思フノデアリマス、文部大臣ハ此際特ニ此點ニ留意セラレマシテ、全國ノ師範學校、中等學校竝ニ小學校等ニ對シテ御尊影取扱上ノ訓令ヲ發シ、良風美俗ヲバ馳致セラル、ノ御意思ハアリマセスカ、是ガ承リタイノデアリマス、次ニ年號表記ノコトデアリマス、神宮神部署ニ頒布スル本曆及略本曆ニ神武天皇二千五百九十二年ト書イテギザイマス、西曆ヲバ必要トスルナラバ、露國曆モ、中華民國曆モ、更ニ我が國民ノ必要ヲ感ズル所ノ太陰曆モ、併記セネバナラヌト思フノデアリマス、西曆ト云フノハ申スマズモナク耶蘇降誕ノ紀元デアルコドハ言フマデモアリマセヌ、耶蘇ノ降誕紀元ヲ日本曆ニ記載スルナラバ、「マホメント」ヤ孔子ヤ、釋迦ノ誕生紀元モ記セヌケレバナラヌト思フノデアリマス、近時千九百三十年ノ我ガ財界トカ、千九百三十三年ノ新年ヲ迎ヘテトカ、千九百三十一年ノ紀元節ヲ迎フトカ申シマス、甚シキハ之ヲ「アラビヤ」數字デ書イテ居ルモノガアリマス、元來我が日本人ガ紀元ヲ云フ場合ハ、必ズ神武天皇ノ御卽位紀元デナクテハナラヌノデアリマス、若シ外國ノ紀元ヲ用ウルコトヲ必要トスル場合ニハ、其年

記サヌケレバナラヌ、彼ノ露國デスラ、露國ノコトハ自國ノ暦ニ依テ居ルノデアリマス、然ルニ我ガ日本人ガ日本ノコトヲ書クノニ、耶蘇ノ紀元、而モ頭ニ西暦トモ何トモ書カナ、イデ、唯千九百三十一年ト書クノハ、實ニ本末顛倒スルモ甚シト音ハヌケレバナラヌト思フノデアリマス、試ニ中等學校ノ生徒ニ西暦ヲ問ヒマスレバ正シク答ヘマスガ、我ガ建國紀元ヲ聞キマスレバ答ヘノ出來ルモノガ多クナイト思フノデアリマス、中ニモ滑稽ナルコトハ、國產品獎勵ノ宣傳「ボスター」ナドニ千九百三十一年ノ尖端ヲ行ク國產ナドト云フ文字ヲ見マスガ、是ハドコノ國產品力、西洋ノ國產カ、日本ノ國產品デアルカト云フコトノ判斷ニ苦シムノデアリマス、勿論西暦ヲモ知ルコトハ必要デアリマスガ、之ヲ知ル以前ニ於キマシテ、先づ我ガ建國紀元ヲバ記憶スル必要ガアルト思フノデアリマス、請願委員會ニ於キマシテハ、國民精神ノ作興上、我國特有ノ意義ヲ有スル神武天皇建國紀元ノ年號ヲバ、學校生徒ハ無論一般國民ト云フモノニ徹底的ニ知ラシメル、之ヲバ使用スルヤウニ政府ノ適當ナル施設ヲバ希望スル、此點方請願委員會ノ希望デゴザリマス、以上二ツノ問題ニ付キマシテ敢テ法規ヲバ制定シテ取締シテ、誠キタイト云フノデハアリマセヌ、今一層之ガ厲行ニ努メラレタイト云フ意味デアリマス、文部内務兩大臣ノ御意見ヲバ承ハリタイノデゴザリマス

號ノ頭ニ耶紀トカ佛紀、露曆、民國曆トカ記サヌケレバナラス、彼ノ露國デスラ、露國ノコトハ自國ノ曆ニ依テ居ルノデアリマス、然ルニ我が日本人ガ日本ノコトヲ書クノニ、耶蘇ノ紀元、而モ頭ニ西曆トモ何トモ書カナイデ、唯千九百三十一年ト書クノハ、實ニ本末顛倒スルモ甚シイト音ハスケレバナラヌト思フノデアリマス、試ニ中等學校ノ生徒ニ西曆ヲ問ヒマスレバ正シク答ヘマスガ、我が建國紀元ヲ聞キマスレバ答ヘノ出來ルモノガ多クナイト思フノデアリマス、中ニモ滑稽ナルコトハ、國產品獎勵ノ宣傳「ボスター」ナドニ千九百三十一年ノ尖端ヲ行ク國產ナドト云フ文字ヲ見マスガ、是ハドコノ國產品カ、西洋ノ國產カ、日本ノ國產品デアルカト云フコトノ判斷ニ苦シムノデアリマス、勿論西曆ヲモ知ルコトハ必要デアリマスガ、之ヲ知ル以前ニ於キマシテ、先づ我ガ建國紀元ヲバ記憶スル必要ガアルト思フノデアリマス、請願委員會ニ於キマシチハ、國民精神ノ作興上、我國特有ノ意義ヲ有スル神武天皇建國紀元ノ年號ヲバ、學校生徒ハ無論一般國民ト云フモノニ徹底的ニ知ラシメル、之ヲバ使用スルヤウニ政府ノ適當ナル施設ヲバ希望スル、此二點ガ請願委員會ノ希望デゴザリマス、以上二ツノ問題ニ付キマンテ敢テ法規ヲバ制定シテ取締フテ識キタイト云フノデハアリマセヌ、今一層之方厲行ニ努メラレタイト云フ意味デアリマス、文部内務兩大臣ノ御意見ヲバ承ハリタインデゴザリマス

○國務大臣（安達謙藏）　只今清岡子爵ノ  
請願委員會ノ御幹事を謹聽いたシマシタ、  
御尊影ノ取締ニ付キマシテノ内務省ノ是迄  
執ツテ居リマシタコトモ、只今御話ノ通りデ  
ゴザリマス、元來出版物ニ御尊影ヲ掲載イ  
タシマスト云フコトハ、主トシテ皇室ノ御  
近況ヲ普ク一般ニ紹介イタシマシテ、尊崇  
ノ念ヲ深カラシメントスルニアルモノデゴ

ザリマスガハ之ガ取扱ニ關シマシテハ、國民訓育ノ力ニ俟ツベキモノデゴザリマシテ、只今御話ノ通り新ニ法規ヲ制定イタシマシテ、是ニ臨ムト云フヤウナコトハ望マシカラザル所デゴザリマス、ソレデ決シテ御組末ニナリマセヌヤウニ、又不敬ニナリマセヌヤウニ、取締ヲ新クニシ、御答へ致シマスコトモ月並的デナクシテ、眞ニ其コトニ付キマシテハ十分取締ルコトニ注意イタシマウ云フ月並的デナクシテ、眞ニ其コトニ付キマシテハ十分取締ルコトニ注意イタシマシテ、從來ノ方針ヲ一層厲行シ、徹底スルコトニ努メテ、遺憾ナキヲ期セムト考ヘテ居リマス、此段御答へ致シマス。

〔國務大臣田中隆三君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(田中隆三君) 御答へ致シマスガ、御尊影ノ奉安ノコトニ付キマシテハ、文部省ト致シマシテ、多分御氣付テ居ラシヤルデアラウト思ヒマスガ、各學校ニ於テハ特ニ不燃燒物ヲ以テ堅固ナル奉安所ヲ拵ヘマシテ、注意ノ上ニモ注意ヲ加ヘテ、苟モ不敬ニ瓦ルコトノナイヤウニ、實際ニ努メテ居テモ、又訓育ノ上ニ於テモ非常ニ努メテ居ル積リデアリマス、其結果甚だ遺憾ナコトデハゴザイマスルガ、既ニ過去ニ於テソレ等ノ設備ノ十分ナラザル場合ニ於テ火災等ノ起ツク時ニ、全ク身命ヲ抛テ御尊影ヲ保護シ奉タト云フ例ハ、多分皆様モ新聞紙等

ト思ヒマス、其皇曆ヲ書イテ、今ノ九箇所ノ如キハ、三箇所アルケレドモソレハ總テノ廣告ダケニアルト云フコトデ、皇曆ニ重キヲ置イテ新聞紙ヲ編纂シテ居ルノガ、マア殆ド問題ニスルニ足ラスト、云フコトヲ發見イタシマシテ、實ニ情ナク考ヘマシテ、紀元節ニ「ラヂオ」放送スルヤウニト云フ話ガアリマシタノデ、其事ヲモ附加ヘテ私ノ意見ヲ述べテ置キマシタ、極メテ俗ナ喻ヘシテ居リマスガ、固ノ年ハ知ラヌト云フモ同ジデ、ノコトハ、至極御尤ノコトデアリマスルカラシテ、本日斯カル御質問が出マシタニ付キマシテハ、尙ホ一層御趣旨ノ一般ニ徹底スルヤウニ努メタイト思ヒマス、次ニ紀元ノコトニ付キマシテノ御尋ネゴザイマシタガ、是モ實ニ私今年ノ元日ニ涙ヲ流シテハメダノアリマスガ、私ノ宅ニ參テ居リマスル各新聞紙ヲ繙イテ見マスルト云フト、タターツノ新聞、西暦ノ紀元ヲ至ル所ニ

掲ゲテ居ルモノハ澤山アリマスケレドモ、日本ノ皇紀ヲ掲ゲテ居ル元日ノ新聞ハ、私ノ宅ニ參テ居ル新聞デヘ一ツンカアリマセヌ、東京日日新聞ノ社説ノ中ト、記事ノキマシテハ十分取締ルコトニ注意イタシマウ云フ月並的デナクシテ、眞ニ其コトニ付キマシテハ十分取締ルコトニ注意イタシマシテ、從來ノ方針ヲ一層厲行シ、徹底スルコトニ努メテ、遺憾ナキヲ期セムト考ヘテ居リマス、此段御答へ致シマス。

〔國務大臣田中隆三君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(田中隆三君) 御答へ致シマスガ、御尊影ノ奉安ノコトニ付キマシテハ、文部省ト致シマシテ、多分御氣付テ居ラシヤルデアラウト思ヒマスガ、各學校ニ於テハ特ニ不燃燒物ヲ以テ堅固ナル奉安所ヲ拵ヘマシテ、注意ノ上ニモ注意ヲ加ヘテ、苟モ不敬ニ瓦ルコトノナイヤウニ、實際ニ努メタイト思ヒマス。

○子爵清岡長言君 只今文部大臣ノ御答ガ少シ私ノ御尋ねシタコトト違テ居ルヤウデアリマス、學校ニ於テ御尊影ヲバ奉安所ニ安置イタシマシテ、鄭重ニ取扱フト云フコトハ承知イタシテ居リマス只今私……

○議長(公爵徳川家達君) モ少シ大キナ御聲ノ方ガ文部大臣ノ御耳ニ達シ得ルカト考ヘマス。

○子爵清岡長言君 只今私ガ御尋ね致シタコトハ、古新聞ニ御尊影ガ掲載シテアル、其新聞ヲバ取扱フコトニ付キマシテ遺憾ガアルガ、ソレヲドウ云フ風ニ取締ラレルカト云フコトヲ御尋ネシタノデアリマス。

〔國務大臣田中隆三君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(田中隆三君) 私ノ言葉方足リマセヌデ、誠ニ申譯アリマセヌデシタ、私ノ心持ハ只今申上ガマシタ通り、學校自體ニ於テ御尊影ニ付テハ、只今申上ガマシタ通り非常ナ鄭重ナ取扱シテ居ルシ、又其事情ニ能ク生徒教師其他一般ニ於テモ、固ニ付キマシテモ、同ジヤウニ及シテ居ルモノコトハ、至極御尤ノコトデアリマスルカラシテ、本日斯カル御質問が出マシタニ付キマシテハ尙ホ一層御趣旨ノ一般ニ徹底スルヤウニ努メタイト思ヒマス、次ニ紀元ノコトニ付キマシテノ御尋ネゴザイマシタガ、是モ實ニ私今年ノ元日ニ涙ヲ流シテハメダノアリマスガ、私ノ宅ニ參テ居リマスル各新聞紙ヲ繙イテ見マスルト云フト、タターツノ新聞、西暦ノ紀元ヲ至ル所ニ

掲ゲテ居ルモノハ澤山アリマスケレドモ、日本ノ皇紀ヲ掲ゲテ居ル元日ノ新聞ハ、私ノ宅ニ參テ居ル新聞デヘ一ツンカアリマセヌ、東京日日新聞ノ社説ノ中ト、記事ノキマシテハ十分取締ルコトニ注意イタシマウ云フ月並的デナクシテ、眞ニ其コトニ付キマシテハ十分取締ルコトニ注意イタシマシテ、從來ノ方針ヲ一層厲行シ、徹底スルコトニ努メタイト思ヒマシテ、會フ人毎ニ私ガ其事ヲ申傳ヘマシテ、殊ニ教育ニ關係アル者等ニ付テハ深ク注意ヲシナケレバナラヌコト考ヘテ居リマス、折角只今御尋ネト申シマシテ、是ニ私ガ全力ヲ傾ケテ居ルト申シマシテ、只今御説明ニ付キマシテ伺ヒタイノデアリマセヌ、東京日日新聞ノ社説ノ中ト、記事ノキマシテハ十分取締ルコトニ注意イタシマウ云フ月並的デナクシテ、眞ニ其コトニ付キマシテハ十分取締ルコトニ注意イタシマシテ、從來ノ方針ヲ一層厲行シ、徹底スルコトニ努メテ、遺憾ナキヲ期セムト考ヘテ居リマス、此段御答へ致シマス。

〔國務大臣田中隆三君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(田中隆三君) 御答へ致シマスガ、御尊影ノ奉安ノコトニ付キマシテハ、文部省ト致シマシテ、多分御氣付テ居ラシヤルデアラウト思ヒマスガ、各學校ニ於テハ特ニ不燃燒物ヲ以テ堅固ナル奉安所ヲ拵ヘマシテ、注意ノ上ニモ注意ヲ加ヘテ、苟モ不敬ニ瓦ルコトノナイヤウニ、實際ニ努メタイト思ヒマス。

○子爵三室戸敬光君 只今田中文部大臣ノ御説明ヲ聽曉イタシテ居リマシタ、御尊影ニ付テハ學校ニ於テ最モ注意ヲ致シテ居ル少シ私ノ御尋ねシタコトト違テ居ルヤウデアリマス、學校ニ於テ御尊影ヲバ奉安所ニ安置イタシマシテ、鄭重ニ取扱フト云フコトハ承知イタシテ居リマス只今私……

○議長(公爵徳川家達君) 宜シウゴザイマス。

○子爵三室戸敬光君 只今田中文部大臣ノ御説明ヲ聽曉イタシテ居リマシタ、御尊影ニ付テハ學校ニ於テ最モ注意ヲ致シテ居ル少シ私ノ御尋ねシタコトト違テ居ルヤウデアリマス、學校ニ於テ御尊影ヲバ奉安所ニ安置イタシマシテ、鄭重ニ取扱フト云フコトハ承知イタシテ居リマス只今私……

○子爵三室戸敬光君 只今田中文部大臣ノ御説明ヲ聽曉イタシテ居リマシタ、御尊影ニ付テハ學校ニ於テ最モ注意ヲ致シテ居ル少シ私ノ御尋ねシタコトト違テ居ルヤウデアリマス、學校ニ於テ御尊影ヲバ奉安所ニ安置イタシマシテ、鄭重ニ取扱フト云フコトハ承知イタシテ居リマス只今私……

○子爵三室戸敬光君 再び此席カラ御許シテ居ラヌカノ如キ感ガ起ルノデ、如何ニモ残念ト思ヒマシテ、會フ人毎ニ私ガ其事ヲ申傳ヘマシテ、殊ニ教育ニ關係アル者等ニ付テハ深ク注意ヲシナケレバナラヌコトガ、ソレハ御尊影ニ付テハ断言イタシ兼ネマス、併ナガラ趣旨ハ新聞紙其他ニ掲ゲテアリマス御尊影ニ付キマシテモ、同ジヤウニ及シテ居ルモノコトハ、至極御尤ノコトデアリマスルカラシテ、本日斯カル御質問が出マシタニ付キマシテハ尙ホ一層御趣旨ノ一般ニ徹底スルヤウニ努メタイト思ヒマス。

○子爵三室戸敬光君 再び此席カラ御許シテ居ラヌカノ如キ感ガ起ルノデ、如何ニモ残念ト思ヒマシテ、會フ人毎ニ私ガ其事ヲ申傳ヘマシテ、殊ニ教育ニ關係アル者等ニ付テハ深ク注意ヲシナケレバナラヌコトガ、ソレハ御尊影ニ付テハ断言イタシ兼ネマス、併ナガラ趣旨ハ新聞紙其他ニ掲ゲテアリマス御尊影ニ付キマシテモ、同ジヤウニ及シテ居ルモノコトハ、至極御尤ノコトデアリマスルカラシテ、本日斯カル御質問が出マシタニ付キマシテハ尙ホ一層御趣旨ノ一般ニ徹底スルヤウニ努メタイト思ヒマス。

言ハレテ居ルノデアリマス、同一閣僚ノ中ニ於テ、文部大臣ハ、萬一サウ云フコトハアルカモ知レナイガ、萬ノ中九千九百九十九迄ハサウ云フコトハナイト云フコトヲ言ハレテ居ラレル譯デアリマス、ドウゾ内務大臣竝ニ文部大臣カラモウ一度其點ニ付キマシテ、御説明ヲ願ヒタイノデアリマス

〔國務大臣田中隆三君演壇ニ登ル〕  
○國務大臣(田中隆三君) 御答へ申上ゲマ  
スガ、甚ダ私言葉ガ足りリマセヌデ、御手數  
ヲカケテ相濟ミマセヌ、御尋ネノ通リ元號  
ハ確カニヨク書イテアリマス、併ナガラソ  
レニ致シマシテモ只今申上ゲマシタ十九新  
聞デ、同じ方法デ調べテ見マシタ所ガ、昭  
和何年ト云フ年號ダケガ百二十九箇所見付

○子爵清岡長言君 只今御話ノ通リデアリ  
マシテ、別段ニゾレニ對シテ質問ハゴザイ  
マセヌ、我々ハ神武天皇即位ヲ紀元ト考  
ヘテ居ルノデアリマス  
○伯爵二荒芳徳君 然ラバ文部大臣ニ御伺  
ヒ致シタイト存ジマス、同ジヤウニ御解釋  
ニナリマシテ御答辯ニナッタノデアリマス  
カ、此言葉ニ付テ疑義ヲ御持チニナラナカ  
タノデゴザイマスカ

ヤウニ古事記若クヘ日本書紀ニ於テ神世七代及ビ別天神ノ御時代カラ實ニ悠久測リ知ルベカラザル經過ヲ經テ、神武天皇ガ初メテ日向ノ高千穂カラ檍原ニ御移リニナ、タ、其時ヲ以テ紀元、即チ元ヲ尋ネルノ基トシテ年號ガ始マツクノテアリマス、建國ハ斷ジテ紀元ト異、テ居リマスシ、同時ニ神武天皇ノ御即位トハ斷ジテ違ラテ、居ルノデアリマス、此事ハ若モ文部大臣ガ神武天皇ノ御即位即チ建國デアルト云フ意見デアレバ、非常ニ御考慮フ頃ヒタ一事故アリマス、何

スガ、一般取締ノコトニ付テ御話ノアタ  
コトト思ヒマス、私ノ御答へ申上ダマシタ  
メハ、學校ノ學生生徒ニ付テノコトヲ御答  
ヘ申上ゲマシタ、其區別ダケヘ御承知ノ上  
ニ、申上ゲマシタ言葉ヲ十分碎イテ戴キタ  
イト思ヒマス、是ダケ御答ヘ致シマス  
○男爵阪谷芳郎君、私モ簡単デゴザイマス  
カラ、此席カラ質問ヲ……

國ニ關スルコトニ付テノ記事ノ足リナナイコ  
トヲ……又目ニ付クヤウニナフテ、サウシテ却ッテ皇  
トヲ、私ガ遺憾ニ思フテ先刻ノコトヲ申上  
ゲタノデアリマス、是ダケ御答へ致シマス  
○伯爵二荒芳徳君 只今色ミト御質問ガゴ  
ザイマシタヤウデアリマスガ、私ハ建國年  
號ト云フコトニ付キマシテ神武天皇ノ御卽  
位ガ……

○國務大臣(田中隆三君) 私モ只今委員長ノ御答ノ通リニ、一荒伯爵ノ御尋ネノ通リ、神武天皇御即位ヲ紀元トシテノ年號ト平素承知イタシテ居リマス

○伯爵二荒芳徳君 本員ハ全然ソレニ對シテ違々タ見解ヲ持テ居リマス、重大ナコトデゴザイマスカラ、一言發言ヲ御許シヲ願ヒタイト思ヒマス

○議長(公爵徳川家遠君) 質疑デナク御音

トナレバ總チノ神ミノ御時代、即チ日本民族ノ理想ヲ持テ此國ニ降リ立タセラレタト云フロト、此事實ト二千五百有餘年ノ前ノ神武天皇ノ御卽位トハ斷ジテ違フト存ジマス、モウ一度明カニ建國ト神武天皇御卽位トガ同シデアルト云フコトデゴザイマスレバ、更ニ私ハ他日ヲ以テ此問題ニ付テ所見ヲ述ベタイト思ツテ居ルノデアリマス、其外御尊影ニ對シマシテ先程不燃燒物ノモノヲ建テテ、サウシテ萬遺算ナキコトヲ期シ

○議長(公爵徳川家達君) 宜シエサザイマ  
○男爵阪谷芳郎君 文部大臣ノ先刻ノ御演  
說中ニ、新聞紙ヲ調べテ見タ所ガ紀元ヲ書  
イタモノガナイト云フコトノ御話ガアリマ  
シタノデスガ、此國家ノ獨立ハ、東洋ニ於

○議長(公爵徳川家達君) 二荒伯爵ニ伺ヒ  
マズガ、伯爵ノハ意見ヲ述ベラレルノデア  
リマスカ、質疑ヲナサルノデスカ  
○伯爵二荒芳徳君 單ナル質疑デアリマス  
○議長(公爵徳川家達君) 質疑デスカ

○議長（公爵徳川家達君）　文部大臣ニ矢張  
リ質疑ヲナサレルコトト、議長ハ認メテ宜  
居ル質問ト存ジマス

○伯爵二荒芳徳君　國家的ニ意義ヲ持テ、  
見ニナリマスカ、御意見デゴザイマスカ

外御尊影ニ鑿シテシテ劣程不燃燒物ナキノヲ建テ、サウシテ萬遺算ナキコトヲ期シテ居ルト云フ御話ガアリマシタガ、御尊影ヲ一つノ物ノ如ク抜フコトニ付テ果シテ宜シカ、又サウ云フ事實ガアルコトハ已ムヲ得ナイシテモ、斯ノ如キコトヲ以テ御尊影ノ御算嚴ラ保チ得ルカ、斯ウ云フヤウト物内ノ見ヌミ付キニム、多大ノ達成フ

御説明へ單ニ紀元ノコトダケデアリマスル  
カ、昭和ノ何年ト云フコトヲ書カヌ新聞ガ  
アルノデゴザイマスカ、多分サウデアルマ  
イト思ヒマスルケレドモ、文部大臣ノ只今  
ノ御言葉ガ若シ誤リ傳ヘラレルト、餘程是  
ハ重大ナコトト思フノデアリマス、昭和ノ

○議長(公爵徳川家達君) 宜シウゴザイマス  
○伯爵二荒芳徳君 建國年號ト云フノハ、  
神武御即位ノ時ガ即チ建國ト云フ意味ニ御  
解シニナフテ、別ニ御質問ハ請願委員會デハ  
出マセヌノデアリマシタカ、ソレヲ伺ヒタ  
イノデアリマス

○伯爵二荒芳徳君 質問デゴザイマス  
○議長(公爵徳川家達君) 宜シウゴザイマス  
○伯爵二荒芳徳君 此方カラ宜シウゴザイマス  
○議長(公爵徳川家達君) 宜シウゴザイマス  
ス、長ガケレバ御登壇ヲ願ヒマス

書カ又新聞ガ苟アルナラバ、是ハ甚ダ  
ヤカマシク言ハナケレバナラヌ、紀元ハ事  
ニ依ルト略スルコトガ或ハナイトモ限ラ  
ヌ、併シソレハ文部大臣ノ御説ノヤウニ略  
サヌ方ガ結構デアラウド思ヒマス、只今ノ  
御辯明中少シ不明ナ點ガアリマス、明カニ  
致シテ置キタインデアリマス

○議長(公爵徳川家達君) 宜シウゴザイマ  
ス  
○伯爵二荒芳徳君 建國年號ト云フノハ、  
神武御卽位ノ時ガ即チ建國ト云フ意味ニ御  
解シニナツテ、別ニ御質問ハ請願委員會デハ  
出マセヌノデアリマシタカ、ソレヲ伺ヒタ  
イノデアリマス  
○子爵清岡長貢君 モウ一度御申述ヲ願ヒ  
タイノデアリマス  
○伯爵二荒芳徳君 請願書ニ建國年號ト云  
フ言葉ガアリマスノハ、ソレハ神武御卽位  
即チ建國デアルト云フ意味ニ解シテ御審議  
ヲ進メニナリマシノカ、又其他ノ質問ガ委員會  
員會ニ於テ出マシタカヲ伺ヒタイト存ジマ

○伯爵二荒芳徳君 質問デゴザイマス  
○議長(公爵徳川家達君) 宜シウゴザイマス  
○伯爵二荒芳徳君 此方カラ宜シウゴザイ  
マスカ  
○議長(公爵徳川家達君) 宜シウゴザイマス  
ス、長ガケレバ御登壇ヲ願ヒマス  
○伯爵二荒芳徳君 簡單ニ申上グマス、此  
建國ト、強ヒテ申セバ國ヲ創メルト云フコトガ  
トハ全然別問題ト思ヒマス、外國ニ於テハ  
國ヲ建テル、即チ建國ト云フコトガゴザイ  
マス、併ナガラ我國ノ國體ニ於テハ神武ノ  
御即位ト云フモノハ、一ツノ民族的維新ノ  
一階段ニ過ギナイノデアリマス、御承知ノ

官報號外  
昭和六年二月二十六日

年以前デアルカ、所謂非常ニ上古ノ昔ノ御建國ト云フ。伯爵ノ御意見モ、色ニ同テ見ナケレバ分リマセヌケレドモ、數字ノ上ニ表ハレタ……其所謂建國年號ト云フコトハ、隨分御困難ナコトデハナカレウカト、餘計ナゴトデハアリマスガ、私ハ考ヘマス、併シソレハ全ク私ノ先程答ヘ致シマシタ時ノ考ニハ何モナイコトデアリマシテ、此請願ノ趣旨ハ、神武天皇卽位ノ御紀元ノコトヲ書ケト云フ意味合ノ請願ト思ウテ、其御答ラシテ居タ譯デアリマス、之ヲ離レテ日本ノ建國ヲ何時ト見ルカト云フコトニ付テハ、色ニ御意見モアリマセウ、私モ亦多少ノ考ヘ持テ居リマスケレドモ、此際申上げル機會デナイト思テ居リマス。

○伯爵二荒芳德君 ソレデハ只今ノ御答辯ニ依リマシテ、建國年號ト云フノハ實ハ俗ノ用語デアッテ、即チ神武天皇御卽位ノ紀元ニ日本ノ持テ居リマス紀元、ソレカラ西曆ト申シマスノモ、是モ實ハ俗語デアル基曆ニ耶蘇教ノ曆ヲ指スノデ、別ニ露西亞ノ曆トカ、或ハ佛曆ノ如キモノノ意味デハナイ、所謂基督教ノ曆ト、斯ウ云フ意味ニ便宜上御解釋ニナツテ御答ニナツタ解釋イタシマシテ、建國ノ紀元ト云フモノトハ、全然別デアルト解釋シテ差支アリマセヌカ……ソレナラバ了承イタシマシタ

○子爵三室戸敬光君 私ハ幣原臨時總理ニ同ヒマス、先刻文部大臣ハ案外ニモ樂觀的ナ御考ヲ以テ御答辯ニナリマシタガ、私ハト尊敬イタシテ居リマスガ、先刻ノ御尊憲ニ關スル學生ニ付テノ御答辯ニ付キマシテハ甚ダ遺憾ニ感ズルノデアリマス、御聞深切デアリ、各方面ニ行届イタ御方デアルト尊敬イタシテ居リマスガ、先刻ノ御尊憲ニ付キマシテハ非常ニ不満足デアル、他ノ御答辯ニ付キマシテハ常ニ私ハ文部大臣ハ御聞深切デアリ、各方面ニ行届イタ御方デアルト尊敬イタシテ居リマスガ、先刻ノ御尊憲ニ付キマシテハ、大體諒承イタシマシタ、御言葉ノ中ニモ文部大臣ハ何ニデアッタナラバト……此事柄ハ「テアッタナラバ」ト云フヤウナ生ヌルイ問題デハナカラウト思フノデアリマス、又斯ノ如キ請願が出て居ルコトカラ逆ニ考ヘマシテモ、御尊影ノ取扱ニ付テハ人皆之ヲ大變憂ヘテ居ルノデアリマス、又學校ニ於テハ云々ト云フ文部大臣ノ御葉デアリマスガ、ドウモ文部大臣ノ御言葉デアリマスガ、ドウモ文部大臣ノ御眞影……宮内省カラ御下賜ニ

○國務大臣(男爵幣原嘉量郎君) 印刷物、出版本物ニ謹載イタシテアル御尊影ノ取締ノコトノ請願ノ問題カラ、色ニノ御質問ガ起ラ

ス、其コトノミニ御答ガ傾クヤウナ嫌ガアルノデアリマス、最後ノ御説明デ、其他ノ

コトモト云フ御言葉モアリマシタケレバナラタレマシタル趣旨ヲ私ガ拜聽イタシテ居リマスト云フト、教育上ノコトニ付キマシテ、即チ學校ニ於キマシテハ十分此御尊影ノコトニ付テハ慎重ニ御取扱ラシナケレバナラ

ス

トニ付テハ慎重ニ御取扱ラシナケレバナラ

ス

的悲觀的ノ御方デアルト御見受ケシテ居リマスル所ノ濱口首相トノ質問應答ガ是デゴザイマス、ソコデ私ハ苟モ一國ノ總理大臣タルモノガ、斷然ト言明セラレ、悲觀無用デアルト云フコトノ御答ニ對シマシテ、何カ是ハ確乎不拔ノ一大成案ガアッテ、速ニ此難局ヲ打開サルモノデアルト云フコトヲ確信イタシマシテ……又一方ニ濱口首相ガ此演壇ニ於キマシテ、悲觀無用ト云フコトヲ斷然ト國民ニ聲明シタルコトニ對シテ、非常ニ人意ヲ強ウ致シ後日ラ樂ンデ居タノデアリマス、然ルニ何ゾ圖ラヌ其御明答ヲ得タル後、日々々ト云フヨリハ、時刻々私ガ非常ニ悲觀シタル事柄ハ増加シテ參ッタノデアリマス、例ヘバ「ストライキ」ハ所々ニ續發イタシ、學校ノ騷動ハ所々ニ頻發イタシ、失業者ノ數ハ益々增加イタシ、殊ニ驚クベキハ誠ニ善人デアルト云フコトヲ、友達ノ中カラモ世間カラモ、唱ヘラレテ居リマシタル所ノ濱口首相御自身ガ狙撃サルト云フヤウナ、誠ニイヤナ世相ニナシテ來タコトデアリマス、一方生活難ノ爲ニ自殺或ハ他殺イタシマシタル者ノ數ガ著シク増シテ参リマシテ、昭和三年ノ中頃カラ昨年ノ暮マデニ一千三十九人ノ生活難ノ爲ニ自殺シタル者、他殺シタル者ヲ生ジタノデアリマス、御承知ノ通リ其大部分ハ心中デアリマス、親子心中、夫婦心中、兄弟ノ心中、全家舉<sup>ツ</sup>テノ心中、誠ニ前代未聞ノ悲惨事局ヨリ現ハレタル所ノ統計ニ依リマスルト、一月カラ二月ノ中頃マデニ、即チ一箇月半ニ六千六百二十件ノ犯罪者ヲ出シマシタ、其大部分ハ生活難ニ因ル所ノ竊盜デアルト記載シテアリマス、是等モナカノ<sup>ノ</sup>是モデハ無イコトデアリマス、古今東西未だ曾<sup>タ</sup>聞カザル所ノ數デアラウト私ハ思フノ

デアリマス、更ニ著シ生活難ノ状態ハ、東京市中目貫ノ場所ノミニ十二万ノ空家ガ出来タコトデアリマス、是ハ昨年暮ノ調査デアリマスルガ、一昨年暮ニハ八万幾ラ云フノデアリマシタ、丁度一年ノ間ニ四五割方空家ガ殖エタト云フヤウナ次第デアリマス、是モ亦江戸ト云フモノガ開ケマシテカラ以來、未ダ曾テ聞イタコトノナイ状態デアリマス、ソレカラ政争ノ弊害ニ付テハ、是ハ別ニ遠ク例ヲ求ムルマデモナク、最近ニ衆議院ノ豫算委員會ニ於キマシテ、天下ノ選良ガ亂闘ヲ致シタト云フヤウナコトガ、是ガモウ立派ナ標本デアリマス、此點モ民政黨總裁デアル所ノ濱口首相ニ、其時モ令ヲ押シ、懇々頼ンデ置イタノデアリマスガ命令ガ通ジナカッタモノト見エマシテ、十日間モ議會ノ審議ヲ休マナケレバナラヌト云フ醜態ヲ來タシ、全國ノ言論機關ヨリハ非常ニ嘲笑サレ、罵倒サレ、婦人團體マデガ此淨化運動ヲ注意シテ來タト云フヤウナ、誠ニ恥カシイ状態ニ相成リマシタ次第デアリマス、是ハ政黨ノ方ニガ惡イ意味デモセイ、我々ハ大部分ハ親友デアリマスガ故ニヨク知テ居リマスガ、個人トシテハ學識經験悉ク立派ナ人デアリマスガ、ドウ云フモノダカ、此源平ノ爭ヒト云フモノハドウシテモ絶エナイヤウデアリマス、此事モ一夕ビ壇上ヲ降レバ、春風怡蕩ノ形デ握手イタシテ、所謂君子ノ争ヒニ經過シタイト云フコトガ我ミノ希望デアルノデアリマス、達ブテ豫算委員會ニ起リマシタ所ノ亂闘ノ如キモ、何レガ善イ、何レガ悪イトハ言ヘレナイ、率直ニ申上ゲマスレバ、首相代理デアル所ノ幣原男爵ニモ過失アルモノト私ハ思フ、ドウセアトデ取消スナラバ、其提所デ恬海ニ取消スト云フヤウナコトデアタナラバ、アンナコトハ起リマセヌ、取消サスト云フナラバ、何處マデモ取消ス必要ナニ、取消スト云フコトデアルナラ、即座ニ御取消ニナツタラ、ア、云フ騒動ハ私ハ

起ラナカタラウト思フノデアリマス、幣原男爵ノ性格モ私ヨク存ジ上ガテ居リマスガ、サウ云フ横車ヲ押ス人デハナイ、是ガ皆多數ノ横車ニ引摺ラレテ斯ウ云フコトニナルノデアリマス、此議會ノ亂鬪ト云フモノハ、國民全般ノ思想ノ上ニ非常ニ影響スルト云フコトヲ前議會ニ私ハ申上げタノデアリマス、殊ニ我ミ教育ニ携ハッテ居ル者ニ取リマシテハ、甚ダ迷惑デアリマス、一年中源平ノ戦ヒヲ繼續シテ居リマシテハ、學生ノ中ニモ源平ガ出來ルト云フヤウナ傾ガ往々アルノデス、而シテ只今述べマシタル所ノ總テノ事柄ハ、私が濱口總理大臣ヨリ悲觀無用ナリトノ御訓示ヲ受ケタル後ノ出來事デアリマス、若シ濱口首相ニシテ本心デ斯ノ如ク私ニ御答ニナツタストルナラバ、時勢ヲ達觀スルノ明ナキモノカ、然フザレバ事實ヲ粉飾糊塗スルニ努メラルモノデアルト言ハレテモ差支ナイト思フノデアリマス、我國民ドシテ甚ダ迷惑スル、總理大臣ノ御言葉ナドト云フモノハ一言一句悉ク信賴シテ居ル、其信賴スベキ言葉方誠ニ前後矛盾デアリマシテ、取止メモナイ御答辯デアルニ至リマシテハ、國民ノ迷惑ハ一方ナラザルモノデアリマス、私ノ推察スル所ニ依リマスト、此粉飾糊塗ナサルルコトハ、濱口首相ノ御本心デハ私ハナイト思フ、同君ノ性格カラ申シマシテ、決シテ物事ヲ粉飾糊塗スルヤウナコトノアル筈ガナイト私ハ思ッテ居ルノデアリマス、是モ亦同僚ニ引摺ラレテ、極ク正直ナ方デアリマスカラ悲觀無用ヲ決議イタシタ、井上藏相ノ數十回ニ瓦ル樂觀演説、又昨年七月十五日ノ閣議ニ於ケル樂觀申合セ、各閣僚ガ現時ノ世相ハ悲觀スルニハ及バナイ、巷間傳フルガ如キコトハナイ、何等恐ルコトハナイト云フコトニ議論ガ一致シタト云フコトヲ新聞デ見マシタ、其時ニ私ノ最モ親友デアル所ノ町田農相、江木鐵相ナドモ大ニ樂觀デアリマス、鐵道ノ收入漸次增多ノ見込アリト云フ報告

デアリマス、町田農相ノ報告ハ蠶絲ガ非常  
ナ好景氣ニナリサウダ、確力ニ値上リヲ見  
ルコトニナッタ、斯ウ云フコトデアリマス、  
斯ウ云フ事カラ推察イタシマスルト、七月  
十五日以前ニモウ既ニ閣議ハ悲觀無用論ト  
云フコトニ一決シテ居テ、サウシテ極ク正  
直ナ人デアリマスカラシテ、之ヲ嚴守シナ  
ケレバナラヌト云フコトノ一點張リテ彼處  
ニ到ツタコトデアル、斯ウ私ハ善意ニ解釋シ  
テ、御氣ノ毒千萬ニ思フテ居ルノデアリマ  
ス、今日ノ世ノ中ヲ段々景氣ガ好クナッテ  
來タ、不景氣ハ恐ルルニ足ラズト云フ如キ  
ニ至リマシテハ、狂人ニアラザレバ非常ナ  
欺瞞者デアリマス、爲政家トシテハ最モ怖  
ルベキ、最モ忌ムベキヤリ方デアリマス、  
申上ゲルマデモナク爲政家ハ正直、有ノ儘  
ヲ發表シテ國民ヲ安心サセ、密ニ各種ノ方  
法ニ付テ全力ヲ注ガナケレバナラヌ筈ノモ  
ノデアルト私ハ思フテ居ル、ソコデ尙ホ申  
上ゲタイコトハ澤山アリマスルケレドモ、  
一言モウツ申上ガタイコトハ、思フニ  
濱口首相竝ニ現政府ノ諸公ハ、悲觀ト破  
壞ト同ジヤウニ考ヘテ居ルノデ、ハナイ  
カト思フ、ソレハ濱口首相ガ私ニ答ヘラ  
レタ時ノ傲然タル態度ヲ以テ、怒氣ヲ帶ビ  
テ私ニ申シタ所ヲ以テ見マスルト、悲觀  
ト破壞ト同ジヤウニ思フテ居ルノデハナイ  
カト思フ、是ガ非常ナ間違デアル、古人モ  
慨世不平ト云フコトハ一ツノ希望デアル、  
又進歩シツツアル未來ヘノ擔保デアルト  
言ツテ居ル、慨世不平ト悲觀ト云フモノハ同  
ジコトデアル、濱口首相竝ニ現政府諸公ガ  
如何ニ仰シヤツデモ、私ハ何處マデモ悲觀イ  
タシマス、而シテ希望ヲ其處ニ放タナイヤ  
ウニシテ居リマス、而シテ未來ヘノ愉快ナ  
ル事柄ニ到達シタイト考ヘテ居リマス、樂  
觀ト申シマスルト非常ニ言葉ハ好イケレド  
モ、是ハ沈靜不動デアリマス、希望モ断テ  
居レバ進歩シツツアル未來ヘノ擔保モ消失  
シテ居ルモノガ樂觀デアルト私ハ思フノデ

アリマス、是ガ濱口首相ト私トノ意見ノ非常ニ違フ所デアリマス、モウ一ツ申上ゲマスレバ古人ハ、慨世ノ聲ノアリマスル場合ニハ國家ハ榮エテ行ク、慨世ノ聲ガ無クナッタル國家ハ亡ビル、斯ワ言フテ居リマス、慨世不平、悲觀ナドト云フコトハ誠ニ尊イコトデアリマス、現内閣諸公ノ御考ニナルヤウナ破壊デモナケレバ、サウ心配ナモノデモナイノデアリマス、或場合ニハ一ツノ方便トシテ粉飾糊塗モ亦必要ナコトモアル、政治上ニハ必要ナコトモアリマス、ソレハ程度問題デアリマシテ、今日ノ世相ヲ不景氣ノ關係カラ申シマシテモ、今日ノ世相ヲ不景氣ノ關係カラ申シマシテモ、今日ノ場合ヲタル關係カラ申シマシテモ、今日ノ場合ヲ粉飾糊塗ニ依テ治メテ行カウト云フコトハ非常ナ間違ヒデアルト私ハ思フ、恰モ臭イ物ニ蓋ヲスル、モット激シク申シマスレバ傳染病ノ隠蔽デアリマス。

政黨ハ極メテ少數デアル、大多數ハ實ベハ反對黨ノ微力ノ爲ニ生キテ居ルノデアル、斯ウ云フコトガアリマス、是ハドウモ我が日本ノ政界ヲ諷刺シタモノデハナイカト云フヤウニビックリシタノデス、此一箇條ヲ讀ミマシテ、矢張リ歐羅巴ニモ斯ウ云フ連中ガ居ルト見エマス、何等獨創的ノ政策モナク、敵ノ缺陷ニ依テ生レテ、敵ノ微力ノ爲ニ息ヲ吐イテ居ル、斯ウ云フノガ先づ世ノ中ニマダ澤山アカルト見エマス、私ノ冀フ所ハ現政府ガドウカト此「マザリック」ノ言フタル言葉ノ通リニナラナイヤウニシタイト思フ、此仲間カラズハ蟬脱シ得ルヤウニ御奮闘ヲ願ヒタイト思ハノデアリマス、而シテ私ノ御伺ヒ致シマヌケル要點ハ、首相代理モ亦同様ニ今日ノ世相ヲ悲觀ナサレザルニ依然トシテ悲觀ナサレナノデアルカドウカト云フコトデアリマス、第二問ハ時間ノ都合上別ニ説明ヲ申上ゲマセヌ、過日首相代理ノ施政方針御演説ニ依テ、豫算、公債、倫敦條約、行政、財政、陸軍軍制改革及ビ支那満洲、露西亞等ノ外交狀況ヲ詳シク拜聽イタシマシタ、而シテ内政外交共ニ順風ニ帆ヲ揚グル如ク浩浩洋洋タルモノアルヲ承ハリマシテ、誠ニ御同慶ニ存ジマスル、併ナガラ其説カルル所ガ如何ニモ依然トシテ樂觀的デアリマシテ、且ツ平易デアリマシテ、多事多難ノ会日ニハ據イタスベキ施政方針トシテ誠ニニ足リナイヤウナ氣ガ致スノデアリマス、加之私ノ今日特ニ御伺ヒ致シタイコトハ施政方針ノ中ニ、何故ニ國民保健ニ關スル事柄ヲ入レナイカ、又先達ドナタカラモ御話ナツクヤウデアリマスルガ、教育ニ關スル事柄ヲ何故入レナイカ、幣原男爵モ御承知ノ通リ「ヂスレリー」ニシテモ「ルーズエヴォリューション」ニシテモ、「カップリヴィ」ニ致シマシテモ、其他歐米ノ主權者若クハ總理大臣、國務大臣ト云フヤウナモノハ教育及び衛生ヲ國家存立ノ二大要素トシ

テ声明サルルノガ常トナツテ居リマス、而モ過日文部大臣ノ他ノ質問者ニ對スル御答ヲ拜聽イタシマスルト、施政方針ノ中ニ國民教育ノコトモ入レテ貴ハウト思タ、併シソレハ長クナルカラ止メテ吳レト云フコトデ已ムヲ得ズ止メタ、伴食大臣云々ト云フヤウナコトモ其時アリマシタ、是ハドウ云フ譯デ此主務大臣ガ自分ノ關係シテ居ル事柄ニ付テ、施政方針ノ中ニ入レテ吳レト云フノニ御入レニナラナカツカ、趣意ガ私ニハドウモ了解ガ出來ナイ、「カーライル」ノ言フ通リニ、大臣ヲ選ブノニハ二階カラ密柑ノ皮ヲ放ダテ、ソレニ中ッタ者ヲ大臣ニスル、是ハ詩人デアリマスカラ、勝手ニ面白イヨトヲ言フノデアリマス、私達ハ決シテサウ軽ンジテ居リマセヌ、國務大臣ト云フモノハ、陛下輔弼ノ臣デアリマス、我ミハ深ク尊敬イタシマス、而シテ現内閣ニ於キマシテモドノ人ガ密柑ノ皮ガ頭ニ中ッテ來タノカ、ドレガサウデナイカト云フコトヲ見識ノ上カラモ、又博學ノ上カラ申シマシテモ甲乙丙内丁ハナイト私ハ思フ、同様ノ権利ヲ有サナケレバナラズモノデアル、而モ文政ノ當局者ガ是レ是レノ事ヲ施政方針ノ申ニ入レテ吳レロト云フコトヲ、拒ンダト云フ理由ガ私ニハ少シモノ分ラナイ、是レ即チ同僚ノ申デモ餘程馬鹿ニサレテ……俗語デ申シマスマレバ馬鹿ニサレタモノデアルト文部大臣ハ思テ居リマセウ、其返答ノ時モサウ云フ様子デアッタ、是ハ甚ダ私ハ宜シクナイコトデアルト思フノデアリマス、次ニ又安達内務大臣ハ何故ニ國民保健ニ關スル事柄ヲ施政方針ノ中ニ書入レヲ請求シナカッタノデアルカ、同大臣ハ衛生ニハ非常ニ理解ノアル人、理解ノアル人デアルガ之ヲ施政方針ノ中ニ差加ハテ貴フコトヲ請求シナイト云フコトニナリマスルト、ドウモ少シ此衛生大臣ニ對シテ疑惑ヲ持タナケレバナラヌ、施政方針ホド大切ナモノハナイ、此ニ國民保健ノコトヲ書入レテ、

國民全體ニ知ラセルト云フコトガ、衛生思想ノ宣傳ノ上カラモ、效果ノ上カラモ、大ナルモノデアルト云フコトヲ先づ安達内務大臣ハ考ヘナケレバナラナイノデアル、ソレモ田中文部大臣ノ如ク長クナルカラ拒絶サレタゾデアルカドウカ、此點ニ付キマシテ幣原臨時總理大臣閣下ノ明快ナル御答辯ヲ煩ハシタイト思フノデアリマス、尙ホ同日、後ハ引續イテ申上ゲルコトヲ保留イタシテ置キマス、尙ホ熊澤蕃山ノ言フタル通り、人ガ人ニ物ヲ問フト云フ場合ニハ、其人ノコトヲ信ズルノデアルカラシテ、明ラサマニ間違ヒノナイコトヲ答辯スベキデアルト云フコトヲ言ルテ居ル、是ハ獨逸ノ「ケーベル」ト云フ哲學者ノ言フタノト同シヤウナコトデアル、ソレ故ニ私ハ同ヒマシタナラバ決シテ反問ハ致サナイノデアリマス、是ハ前ニ濱口首相ニ對シテモ同様デ、決シテ反問イタシマセヌ、ソレガ嘘デナイ、本當ノ腹カラ出タコトデアルト確信スルノデアリマス、又シタインデアリマス、其意味ニ於キマシテ、大キナ聲デ御答辯ヲ願ヒマス、私ノ場所ハ幸カ不幸カ誠ニ遠クニ居テモチトモ聞エナイ、ドウカ惡シカラズ……

委員長 侯爵西郷 従徳君  
副委員長 子爵大河内輝耕君  
本日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案  
ハ直ニ之ヲ衆議院ニ送付セリ  
瓦斯事業法中改正法律案  
伊勢神宮御料田ノ恢弘ニ關スル請願外六件  
ノ請願ハ各、意見書ヲ附シ直ニ之ヲ政府ニ  
送付セリ

○副議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ午後ノ  
會議ヲ開キマス、金杉英五郎君  
〔金杉英五郎君演壇ニ登ル〕  
○金杉英五郎君 總理大臣ニ伺ヒタキ極ク  
簡単ナ事柄ハマダニツ程成テ居リマス、時  
間ノ都合上長ミシキ説明ハ之ヲ省キマシ  
テ、簡條書ニシテ御伺ヒシタイト思ヒマス、  
第三、歷代ノ國務大臣ハ名ヲ大權ニ藉リテ  
答辯ヲ避ケル場合ガ多イノデアルガ、其理  
由ハドウ云フ譯デアルカ、我ミガ簡単ニ考  
ヘマシタ所デハ國務大臣ハ獻策、輔弼ヲ行  
ウテ大權ノ發動ヲ願ヒ奉り得ル資格モアル  
モノデアルト存ジマスル、一カラ十マデ事  
宮中ニ關スル、或ハ大權ニ關スルトカト云  
フヤウナコトニ依シテ答辯ヲ避ケルコトハ  
果シテ當ヲ得タルモノデアルカドウカ、是  
ガ年來私ガ疑惑ヲ挾ンデ居ル所デアリマ  
ス、此點ニ付キマシテ總理大臣代理ノ御明  
答ヲ煩ハシタク存ジマス、第四、日本帝國  
ノ政體ハ議會中心政治ト御解釋爲サルル  
カ、ト云フノデアリマス、我ミノ考ヘマシ  
タル所デハ憲法第四條、同ジク第五條、第  
十條ヲ通覽イタシマスルト、ドウシテモ此  
内閣ト云モノハ國家國民ノ内閣デアリマ  
シテ、即チ國家國民ヲ統攬統治遊バサルル  
天皇ノ内閣デナケレバナラヌト思フノデ  
アリマス、ソレ故ニ我ミ日本ノ政體ヲ天皇  
中心ノ政治ト常ニ了解シテ居ルノデアリ  
マス、然ルニ近來前後左右ノ見境ヒモナク  
議會中心政治ヲ唱道スル輩ガ時々相見エマ  
スルコトデアリマス、是ハ今後ニ取りマシ

テモ、國體ノ上カラ申シテモ、政體ノ上カ  
ラ申シテモ容易ナラザルコトデアルト自分  
ハ了解シテ居ルノデアリマス、此點ニ付テ  
ドウ云フ御高見ガアリマスルカ、ソレヲ伺  
ヒ置キマスルコトガ今後ノ我ミノ爲ト存ジ  
マス、右ニ對シテ第一ヨリ第四マデ簡單ニ  
ノ請願ハ各、意見書ヲ附シ直ニ之ヲ政府ニ  
送付セリ

○副議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ午後ノ  
會議ヲ開キマス、金杉英五郎君  
〔金杉英五郎君演壇ニ登ル〕  
○國務大臣(男爵幣原喜重郎君) 先刻金杉  
君ヨリ熱心ナル御演説ガアリマシテ、私ハ逐  
一之ヲ拜聴イタシタノデアリマス、御質疑  
ノ第一點ハ金杉君ガ前議會ニ於テ現代ノ世  
相ニ關スル御觀察ヲ御述ベニリマシテ、  
極メテ悲觀スペキモノデアルト云フコトヲ  
御指摘相成リマシタルコトニ對シテ、演口首  
相ハ其當時ソレ程悲觀スペキモノデハナ  
イ、却テ世ノ先覺者ガ餘リニ悲觀説ヲ述べ  
ルコトハ世道人心ニモ宜シクナイヤウニ思  
フト云フコトヲ述ベラレタガ、其後ノ情勢ヲ  
考ヘテ見ルト云フト、益々悲觀説ヲ強クスル  
材料ガ多イノデアル、ト申サレマシテ、或  
ハ「ストライキ」、或ハ學校ノ騒動、或ハ失業  
者ノ狀況ナドヲ述べラレ、是等ノ事態ハ益々  
猖狂ニマデ相成タノデアル、其他自殺、他  
殺ノ數ガ増加シ、犯罪者ノ數モ益々增加イタ  
シテ居ル、又世ノ中ノ不景氣ノ爲ニ東京  
市中デノ空家ガ十二万戸ニ達シテ居ルト云  
フ御話モアリマシタ、尙ホ政爭ノ弊害ガ益々  
激甚ヲ加ヘツツアル、苛烈ニナリツツアル  
コトヲ、御述ベニナリマシタ、斯ノ如キ世  
ノ世相ガ誠ニ憂慮スペキモノデアルト云フ  
コトニ付キマシテハ、私ハ金杉君ノ申サレ  
タルコトニ同感ヲ表スル者デアリマス、誠  
ニ好マシカラザル社會的現象ガ現ハレツツ  
アル、其現象モ少ナクナイコトハ私モ認メ  
マス、併ナガラ之ニ依テ我が國家ノ前途ガ  
ソレ程悲觀スペキモノデアルカト申シマス

レバ、私ハ左程ニ悲觀……國家ノ前途ヲ悲  
觀スルニモ及ブマイト思フノデアリマス、  
私ノ見ル所ニ依リマスルト云フト、我ガ國  
民ノ中心ハ尙ホ思想甚ダ健全デアルト信ジ  
マス、今日ノ社會的現象ノ憂フベキモノア  
ルコトハ之ヲ認メマスケレドモ、之ニ付キ  
ドウ云フ御高見ガアリマスルカ、ソレヲ伺  
ヒ置キマスルコトガ今後ノ我ミノ爲ト存ジ  
マス、右ニ對シテ第一ヨリ第四マデ簡單ニ  
ノ請願ハ各、意見書ヲ附シ直ニ之ヲ政府ニ  
送付セリ

○國務大臣(男爵幣原喜重郎君) 先刻金杉  
君ヨリ熱心ナル御演説ガアリマシテ、私ハ逐  
一之ヲ拜聴イタシタノデアリマス、御質疑  
ノ第一點ハ金杉君ガ前議會ニ於テ現代ノ世  
相ニ關スル御觀察ヲ御述ベニリマシテ、  
極メテ悲觀スペキモノデアルト云フコトヲ  
御指摘相成リマシタルコトニ對シテ、演口首  
相ハ其當時ソレ程悲觀スペキモノデハナ  
イ、却テ世ノ先覺者ガ餘リニ悲觀説ヲ述べ  
ルコトハ世道人心ニモ宜シクナイヤウニ思  
フト云フコトヲ述ベラレタガ、其後ノ情勢ヲ  
考ヘテ見ルト云フト、益々悲觀説ヲ強クスル  
材料ガ多イノデアル、ト申サレマシテ、或  
ハ「ストライキ」、或ハ學校ノ騒動、或ハ失業  
者ノ狀況ナドヲ述べラレ、是等ノ事態ハ益々  
猖狂ニマデ相成タノデアル、其他自殺、他  
殺ノ數ガ増加シ、犯罪者ノ數モ益々増加イタ  
シテ居ル、又世ノ中ノ不景氣ノ爲ニ東京  
市中デノ空家ガ十二万戸ニ達シテ居ルト云  
フ御話モアリマシタ、尙ホ政爭ノ弊害ガ益々  
激甚ヲ加ヘツツアル、苛烈ニナリツツアル  
コトヲ、御述ベニナリマシタ、斯ノ如キ世  
ノ世相ガ誠ニ憂慮スペキモノデアルト云フ  
コトニ付キマシテハ、私ハ金杉君ノ申サレ  
タルコトニ同感ヲ表スル者デアリマス、誠  
ニ好マシカラザル社會的現象ガ現ハレツツ  
アル、其現象モ少ナクナイコトハ私モ認メ  
マス、併ナガラ之ニ依テ我が國家ノ前途ガ  
ソレ程悲觀スペキモノデアルカト申シマス

リマス、國民ノ保健問題ノ爲ニ政府ガ有ラ  
ユル努力ヲ致スト云フコトモ、是モ申ス迄  
モナイノデアリマシテ、先刻金杉君モ申サ  
レタ如ク、安達内務大臣ハ之ガ爲ニ特ニ意  
テ用キテ居ラレルノデアリマス、國民保健  
ノ問題ニ付テ深キ諒解ヲ有シ、之ノ爲ニ努  
力スル決心ト又事實モアルノデアリマス、  
デ是等ノ問題、即チ教育ニ關スル事項、國  
民ノ保健ニ關スル事項ニ、政府ガ重キヲ置  
カナケレバナラヌノデアリマシテ、我ガ國  
民コトハ之ヲ認メマスケレドモ、之ニ付キ  
ドウ云フ御高見ガアリマスルカ、ソレヲ伺  
ヒ置キマスルコトガ今後ノ我ミノ爲ト存ジ  
マス、右ニ對シテ第一ヨリ第四マデ簡單ニ  
ノ請願ハ各、意見書ヲ附シ直ニ之ヲ政府ニ  
送付セリ

○國務大臣(男爵幣原喜重郎君) 先刻金杉  
君ヨリ熱心ナル御演説ガアリマシテ、私ハ逐  
一之ヲ拜聴イタシタノデアリマス、御質疑  
ノ第一點ハ金杉君ガ前議會ニ於テ現代ノ世  
相ニ關スル御觀察ヲ御述ベニリマシテ、  
極メテ悲觀スペキモノデアルト云フコトヲ  
御指摘相成リマシタルコトニ對シテ、演口首  
相ハ其當時ソレ程悲觀スペキモノデハナ  
イ、却テ世ノ先覺者ガ餘リニ悲觀説ヲ述べ  
ルコトハ世道人心ニモ宜シクナイヤウニ思  
フト云フコトヲ述ベラレタガ、其後ノ情勢ヲ  
考ヘテ見ルト云フト、益々悲觀説ヲ強クスル  
材料ガ多イノデアル、ト申サレマシテ、或  
ハ「ストライキ」、或ハ學校ノ騒動、或ハ失業  
者ノ狀況ナドヲ述べラレ、是等ノ事態ハ益々  
猖狂ニマデ相成タノデアル、其他自殺、他  
殺ノ數ガ増加シ、犯罪者ノ數モ益々増加イタ  
シテ居ル、又世ノ中ノ不景氣ノ爲ニ東京  
市中デノ空家ガ十二万戸ニ達シテ居ルト云  
フ御話モアリマシタ、尙ホ政爭ノ弊害ガ益々  
激甚ヲ加ヘツツアル、苛烈ニナリツツアル  
コトヲ、御述ベニナリマシタ、斯ノ如キ世  
ノ世相ガ誠ニ憂慮スペキモノデアルト云フ  
コトニ付キマシテハ、私ハ金杉君ノ申サレ  
タルコトニ同感ヲ表スル者デアリマス、誠  
ニ好マシカラザル社會的現象ガ現ハレツツ  
アル、其現象モ少ナクナイコトハ私モ認メ  
マス、併ナガラ之ニ依テ我が國家ノ前途ガ  
ソレ程悲觀スペキモノデアルカト申シマス

モノノデアル、政治ノ實際ヲ行ウテ行キマス  
申ス迄モアリマセヌ、其民意ハドウ云フ風  
ニシテ現ハレルカト云ヘバ、議會ヲ通ジテ  
現ハレル、私ハ斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、  
マス、從テ議會中心主義ト申シマスルコ  
トハ、其言葉ノ當否ハ別問題ニ致シマシテ、  
私ハ政治ヲ實際ヲ行ツテ行ク上ニ於テハ、民  
意ヲ尊重シナケレバナラヌ、民意ヲ尊重ス  
ルノニハ、議會ヲ經テ現ハル國民ノ意思  
ト云フモノヲ尊重スルト云フノガ當然ニアリ  
ル、私ハ斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、  
是テ大體ノ御聞ニ對スル御答ハ御了承下サ  
ルコトト考ヘマス

略ス、政府ガ種々ノ對策ニ依テ次第ニ  
人心ガ安定ヲスルニ至リタト申サレルノデ  
達スルノ意味デアリマス、即チ安定ヲシタ  
ト云フコトデアリマス、私ハ決シテ言葉咎  
メテ致スノデハナノデアリマス、瑣末ナ  
ル言葉ヲ捉ヘマシテ之ヲ難詰スルヤウナコ  
トハ致サナイメデアリマス、御承知ノ通り  
ニ此施政ノ方針ノ演説ノ原稿ト申シマスモ  
ノハ、閣議ニ於カレマシテ各閣僚ニ諸ラレ  
テ、各閣僚間ニ十分ニ練ラレマシテ、之ヲ  
議會ニ發表セラレマス前ニ、先以テ御上ニ  
奏聞シ奉リマシテ、而シテ後ニ議會ニ之ヲ  
發表オタサレルノデアリマス、誠ニ重要ナ  
ル國務ノ文章デアリマス、一字一句モ苟ニ  
スペカラザルモノ、又スペキモノハナオイ  
テアリマス、誠ニ莊嚴ナル文章、嚴正ナ  
ル文章デアリマス、サレバ幣原首相代理ガ  
此演説ニ於キマシテ、施政ノ方針ノ演説ヲ  
致サレマシタ時ニ如伺ガデアリマシタラサ、  
其演説ノ原稿ヲ此卓上ニ御置キニナリマシ  
テ、一字一句モ取違ヘナイヤウニ演説ノ原  
稿ヲ見此ベテ、サウシテ過チナイヤウニ御  
述ベニナリマシタノデモ分ル次第デアリマ  
ス、故ニ之ヲ論ジマスルノハ決シテ小事デ  
ハナシ、些事デハナオト私ハ信ズルノデア  
リマス、私ハ幣原首相代理カ……幣原首相  
代理ト申上ゲマシテモ、過般豫算委員會デ  
幣原首相代理ノ豫算委員ノ質問ニ答ヘラレ  
テ、自分ノ政治的言動ハ濱口總理ニ矢張リ  
責狂ガ及ブ、又濱口總理ノ政治上執タ言動  
ニ村テノ責任ハ自分ニモ及ブモノダト云フ  
コトヲ聞カニ申サレテ居ルノデアリマス、ソ  
レデ伺ヒマスノハ、幣原首相代理ハ眞剣ニ  
政府ノ種々ノ對策ニ依シテ人心ガ安定ヲシ  
タト、斯ウ云フ風ニ考込ンデ居ラルノデア  
リマセウカ、眞面目ニ左様ニ御認メニナッ  
テ居ルノデアリマセウカ、若シモ政府ノ對  
策デ人心ガ安定ヲシテ居ル、斯ウ云フ風ニ

参入シタ次第アルト申サナケレバナテ又アリマスガ、抑爲政家ト申シマスモナヘ、ソレ故ニ念ノ爲ニ伺フタノ鏡ニ物ノ映ルガ如クニ明カニ知リ、明力ニ察サネバナラナイト思フノデアリマス、若シ幣原首相代理ガ、政府ソ對策ニ依ツテ大心ガ既ニ安定ヲシタトスウ云フ風ニ、本當ニサウ御考ニナツテ居ルト致シマシタナラバ、私ハ幣原首相代理竝ニ臺閣ニ諸公ハ大錯覺者デアルト申サナタレバナラスト思フノデアリマス、大色盲者デアルト申サナタレバナラスト思フノデアリマス、若然然ラズシテ、本當ニサウハ恩テ居ルノデヤナイ、都合上、感ヲ莊ニシ、言ヲ美ニスル爲ニ安定スルニ至シタト云フ語句ヲ用牛夕ト云フ、斯ウ云フコトデアリマスナラバ、私ハ幣原首相代理茲ニ臺閣諸公ニ對シマシテ、其政治的良心、良知ニ付テ疑ヲ挾マナケレバナラヌノデアリマス、幣原首相代理ハ果シテ何ノ根據ニ基イテ、如何ナル事實ニ即シテ人心ガ安定ヲシタト仰セラレルノデアリマセウカ、之ヲ伺ヒタヨト思フノデアリマス、私ハ社會ノ世相ヲ觀察イタシマシテ、種々雜多ナル社會的現象ニ基キマシテ、國民ハ目不安定ヲシテ居ラナイ、政府ノ御考ニナツテ居ルヤウニ國民ハ安定スルドコロニシテ、年一年不安ノ度ヲ進メ、困憊ノ深キ淵ニ陥リツツアルト云フコトヲ、具體的事實ヲ捉ヘマシテ、逆ニ立證シテ見ヤウト思フノデアリマス、之ニ付キマシテ想ヒ起シマスコトヘ、昨年五月十四日當議場ニ於キマシテ、中小產業者竝失業者ニ關スル救濟ノ建議案ガ上程サレマシタ、是モ皆様方ノ御記憶ヲ新タニ喚起スル爲ニ、一應速記錄ニ付テ申上ゲヤウト思ヒマス、貴族院議事速記録、第十四號、昭和五年五月十四日、百八十九頁、此題目ハ只今申上ダマシタ通リニ、中小產業者竝ニ失業者ノ救濟ニ關スル建議案アリマスガ、其建議ノ本文ハ「近時經濟界

ノ不況深刻ヲ加ヘ中小産業者ノ疲弊甚シク失業者亦激増シ誠ニ深憂ニ堪ヘサルモノアリ依テ政府ハ之方救濟防止ニ關シ速ニ一層適切有效ナル對策ヲ講セラレムコトヲ望ム、右建議ス而シテ此發議者ト致サレマシテ林伯爵、青木子爵、内田嘉吉君、伊澤多喜男君、南弘君、倉知鐵吉君、菅原通敬君、田所美治君、大津淳一郎君、外數名ガ發議者トナラレマシテ、何レモ各派ノ交渉委員ノ方ニデアリマス、而シテ賛成者ト致サレマシテハ松木伯爵、松平頼壽伯爵、北里男爵、西男爵、上山滿之進君、塙本清治君、室田義文君、湯地幸平君、金杉英五郎君、花井卓藏君等百十數名ノ名士ノ方ニガ、此建議案ノ贊成者トシテ上程セラレタノデアリマス、而シテ此建議案ハ議場ニ於キマシテ、過半數以上ノ大多數ヲ以テ當院ヲ通過イタシタノデアリマス、其時ニ林伯爵ノ説明ノ節ニ前略、近時、中小工業者並ニ産業者ガ日ニ幾十ト門戸ヲ閉シ或ハ其職業ヲ失フト云フヤウナ狀況ニナッテ居ルコトハ皆サンノ既ニ御承知ノコトト存ジマス次第デアリマス、此二月中ニ於ケル全國ノ各職業紹介機關ヲ通ジテノ統計ニ依リマスルト云フト、三十五万三百七十二人ニナッテ居ルサウデアリマス、此當時ノ失業者ノ數ガ三十五万餘人ニナッテ居タノデアリマス、然ルニ昨年十月ノ社會局ノ調査ニ依リマスト云フト、失業人員ガ三十八万人ニナッテ居ルノデアリマス、勿論社會局ノ調査ハ過日モ山岡君其他ヨリモ甚ダ杜撰ナモノデアル、學校ヲ卒業シテ未ダ職業ニ就カザル者、傭ヲ解カレタル所ノ被傭人、或ハ農村ニ歸タ者等ガ社會局ノ調査カラ漏レテ居ル、私モ左様ニ信ジマス、失業者ト云フノハドウ云フコトカト申シマスレバ、職業ヲ得ムトシテ居リ者ガ未ダ職業ニアリ付カナイ者ヲ云フ意味デアラウト私ハ思フノデアリマス、デアリマスルカラ今申上ゲタヤウナ者達ハ、アツサリト社會局ノ調査カラハ外サレテ居リマ

スルケレドモ、是等ノ數ヲ數ヘマシタナラバ、是ダケデ私ハ五六十万ノ失業者ハアリテナラウト思ヒマス、殊ニ昨年ノ下半カラ今年適切有效ナル對策ヲ講セラレムコトヲ望ム、右建議ス而シテ此發議者ト致サレマシテ林伯爵、青木子爵、内田嘉吉君、伊澤多喜男君、南弘君、倉知鐵吉君、菅原通敬君、田所美治君、大津淳一郎君、外數名ガ發議者トナラレマシテ、何レモ各派ノ交渉委員ノ方ニデアリマス、而シテ賛成者ト致サレマシテハ松木伯爵、松平頼壽伯爵、北里男爵、西男爵、上山滿之進君、塙本清治君、室田義文君、湯地幸平君、金杉英五郎君、花井卓藏君等百十數名ノ名士ノ方ニガ、此建議案ノ贊成者トシテ上程セラレタノデアリマス、而シテ此建議案ハ議場ニ於キマシテ、過半數以上ノ大多數ヲ以テ當院ヲ通過イタシタノデアリマス、其時ニ林伯爵ノ説明ノ節ニ前略、近時、中小工業者並ニ産業者ガ日ニ幾十ト門戸ヲ閉シ或ハ其職業ヲ失フト云フヤウナ狀況ニナッテ居ルコトハ皆サンノ既ニ御承知ノコトト存ジマス次第デアリマス、此二月中ニ於ケル全國ノ各職業紹介機關ヲ通ジテノ統計ニ依リマスルト云フト、三十五万三百七十二人ニナッテ居ルサウデアリマス、此當時ノ失業者ノ數ガ三十五万餘人ニナッテ居タノデアリマス、然ルニ昨年十月ノ社會局ノ調査ニ依リマスト云フト、失業人員ガ三十八万人ニナッテ居ルノデアリマス、勿論社會局ノ調査ハ過日モ山岡君其他ヨリモ甚ダ杜撰ナモノデアル、學校ヲ卒業シテ未ダ職業ニ就カザル者、傭ヲ解カレタル所ノ被傭人、或ハ農村ニ歸タ者等ガ社會局ノ調査カラ漏レテ居ル、私モ左様ニ信ジマス、失業者ト云フノハドウ云フコトカト申シマスレバ、職業ヲ得ムトシテ居リ者ガ未ダ職業ニアリ付カナイ者ヲ云フ意味デアラウト私ハ思フノデアリマス、デアリマスルカラ今申上ゲタヤウナ者達ハ、アツサリト社會局ノ調査カラハ外サレテ居リマ

ナコトモ出テ來ルノデアリマス、即チ東京朝日ノ二月二十二日ノ朝刊ニ「捨子ノ悲劇、夫ノ生活苦デ思ヒ餘フテ、檢事モ同情不起訴」ト云フ題デ以テ、夫ノ生活苦ヲ苦ニ惱ミマシテ、斯様ナ悲劇ガアッタト云フ記事デアリマス其他申上ゲレバ幾ラモアリマスケレドモ、餘リ諄ミシイカラ申上ゲルノヲ略シマスケレドモ、要シマスルノニ國民ノ多數ノモノガ其日其日ノ生活ニ脅カサレマシテ、心弱イ者ハ天ヲ怨ミ世ヲ呪ヒ、心荒ミマシテ自分ノ身ヲ害フト云フヤウナ、誠ニ憫レナ事實ガ毎日ノヤウニ新聞ノ紙上ニ湧イテ來ルノデアリマス、先般モ山岡君、三井君、又先程ハ金杉君カラモ御紹介ニナリマシタケレドモ、自分ノ可愛イ子供ヲ殺シテ共ニ三途ノ道運レニスルト云フ親子心中ノ記事モ近頃ハ眞ニ目ニ立テ新聞紙上ニ現ハレテ居ルノデアリマス、昔デモ心中ト云フモノハ無イコトハナイ、親子心中モ有リマスレバ、夫婦心中モ有タデアリマス、併シナガラ昨今ホド斯様ナ忌ハシイ悲慘ナ事實ガ毎日ノヤウニ新聞紙上ニ報道サレル……報道サレタダケデモ、中ミ數ガ多クナリマシテ、我ミハ又カト言ウテ之ヲ無關心デハ居ラレナインデアリマス、デアリマスカラ新聞ニ現ハレナイ隠レタル事實マデモ集メマシタナラバ餘程多數ニ上ルグラウト思フノデアリマス

〔議長公爵德川家達君議長席ニ著ク〕

社會事業協會ノ原泰一ト云フ人カラ、此間斯様ナ小冊子ヲ貰ヒマンタ、「愛兒ヲ殺ンテ死ヌルマデ」ト云フ小冊子デアリマス、原君ハ最近三ヶ年間ノ新聞ニ現ハレタル事實ダケヲ調べラレタノデアリマスガ、事件ノ總數ハ三百八十九件デ、自殺ヲシタ親ノ數が四百七十人、遺連レニナク子供ノ數が五百六十九人、失ハレタ人ノ命ガ總計千三十九人ニ上テ居ルト云フコトガ書キ記サレテアルノデアリマス、之ニ付テ想ヒ起シマスコトハ幕末ノ勤王ノ志士デアッタ雲濱梅田先

生ガ斬ニ處セラレマスル日ニ、故山ノ母ニ歌ト送タ、其歌ニ「親ヲ思フ心ニマサル親心、マシテ、斯様ナ悲劇ガアッタト云フ記事デアリマス其他申上ゲレバ幾ラモアリマスケレドモ、餘リ諄ミシイカラ申上ゲルノヲ略シマスケレドモ、要シマスルノニ國民ノ多數ノモノガ其日其日ノ生活ニ脅カサレマシテ、心弱イ者ハ天ヲ怨ミ世ヲ呪ヒ、心荒ミマシテ自分ノ身ヲ害フト云フヤウナ、誠ニ憫レナ事實ガ毎日ノヤウニ新聞ノ紙上ニ湧イテ來ルノデアリマス、先般モ山岡君、三井君、又先程ハ金杉君カラモ御紹介ニナリマシタケレドモ、自分ノ可愛イ子供ヲ殺シテ共ニ三途ノ道運レニスルト云フ親子心中ノ記事モ近頃ハ眞ニ目ニ立テ新聞紙上ニ現ハレテ居ルノデアリマス、昔デモ心中ト云フモノハ無イコトハナイ、親子心中モ有リマスレバ、夫婦心中モ有タデアリマス、併シナガラ昨今ホド斯様ナ忌ハシイ悲慘ナ事實ガ毎日ノヤウニ新聞紙上ニ報道サレル……報道サレタダケデモ、中ミ數ガ多クナリマシテ、我ミハ又カト言ウテ之ヲ無關心デハ居ラレナインデアリマス、デアリマスカラ新聞ニ現ハレナイ隠レタル事實マデモ集メマシタナラバ餘程多數ニ上ルグラウト思フノデアリマス

〔議長公爵德川家達君議長席ニ著ク〕

社會事業協會ノ原泰一ト云フ人カラ、此間斯様ナ小冊子ヲ貰ヒマンタ、「愛兒ヲ殺ンテ死ヌルマデ」ト云フ小冊子デアリマス、原君ハ最近三ヶ年間ノ新聞ニ現ハレタル事實ダケヲ調べラレタノデアリマスガ、事件ノ總數ハ三百八十九件デ、自殺ヲシタ親ノ數が四百七十人、遺連レニナク子供ノ數が五百六十九人、失ハレタ人ノ命ガ總計千三十九人ニ上テ居ルト云フコトガ書キ記サレテアルノデアリマス、之ニ付テ想ヒ起シマスコトハ幕末ノ勤王ノ志士デアッタ雲濱梅田先

生ガ斬ニ處セラレマスル日ニ、故山ノ母ニ歌ト送タ、其歌ニ「親ヲ思フ心ニマサル親心、マシテ、斯様ナ悲劇ガアッタト云フ記事デアリマス其他申上ゲレバ幾ラモアリマスケレドモ、餘リ諄ミシイカラ申上ゲルノヲ略シマスケレドモ、要シマスルノニ國民ノ多數ノモノガ其日其日ノ生活ニ脅カサレマシテ、心弱イ者ハ天ヲ怨ミ世ヲ呪ヒ、心荒ミマシテ自分ノ身ヲ害フト云フヤウナ、誠ニ憫レナ事實ガ毎日ノヤウニ新聞ノ紙上ニ湧イテ來ルノデアリマス、先般モ山岡君、三井君、又先程ハ金杉君カラモ御紹介ニナリマシタケレドモ、自分ノ可愛イ子供ヲ殺シテ共ニ三途ノ道運レニスルト云フ親子心中ノ記事モ近頃ハ眞ニ目ニ立テ新聞紙上ニ現ハレテ居ルノデアリマス、昔デモ心中ト云フモノハ無イコトハナイ、親子心中モ有リマスレバ、夫婦心中モ有タデアリマス、併シナガラ昨今ホド斯様ナ忌ハシイ悲慘ナ事實ガ毎日ノヤウニ新聞紙上ニ報道サレル……報道サレタダケデモ、中ミ數ガ多クナリマシテ、我ミハ又カト言ウテ之ヲ無關心デハ居ラレナインデアリマス、デアリマスカラ新聞ニ現ハレナイ隠レタル事實マデモ集メマシタナラバ餘程多數ニ上ルグラウト思フノデアリマス

〔議長公爵德川家達君議長席ニ著ク〕

社會事業協會ノ原泰一ト云フ人カラ、此間斯様ナ小冊子ヲ貰ヒマンタ、「愛兒ヲ殺ンテ死ヌルマデ」ト云フ小冊子デアリマス、原君ハ最近三ヶ年間ノ新聞ニ現ハレタル事實ダケヲ調べラレタノデアリマスガ、事件ノ總數ハ三百八十九件デ、自殺ヲシタ親ノ數が四百七十人、遺連レニナク子供ノ數が五百六十九人、失ハレタ人ノ命ガ總計千三十九人ニ上テ居ルト云フコトガ書キ記サレテアルノデアリマス、之ニ付テ想ヒ起シマスコトハ幕末ノ勤王ノ志士デアッタ雲濱梅田先

生ガ斬ニ處セラレマスル日ニ、故山ノ母ニ歌ト送タ、其歌ニ「親ヲ思フ心ニマサル親心、マシテ、斯様ナ悲劇ガアッタト云フ記事デアリマス其他申上ゲレバ幾ラモアリマスケレドモ、餘リ諄ミシイカラ申上ゲルノヲ略シマスケレドモ、要シマスルノニ國民ノ多數ノモノガ其日其日ノ生活ニ脅カサレマシテ、心弱イ者ハ天ヲ怨ミ世ヲ呪ヒ、心荒ミマシテ自分ノ身ヲ害フト云フヤウナ、誠ニ憫レナ事實ガ毎日ノヤウニ新聞紙上ニ現ハレタル事實ダケデモ、中ミ數ガ多クナリマシテ、我ミハ又カト言ウテ之ヲ無關心デハ居ラレナインデアリマス、デアリマスカラ新聞ニ現ハレナイ隠レタル事實マデモ集メマシタナラバ餘程多數ニ上ルグラウト思フノデアリマス

〔議長公爵德川家達君議長席ニ著ク〕

社會事業協會ノ原泰一ト云フ人カラ、此間斯様ナ小冊子ヲ貰ヒマンタ、「愛兒ヲ殺ンテ死ヌルマデ」ト云フ小冊子デアリマス、原君ハ最近三ヶ年間ノ新聞ニ現ハレタル事實ダケヲ調べラレタノデアリマスガ、事件ノ總數ハ三百八十九件デ、自殺ヲシタ親ノ數が四百七十人、遺連レニナク子供ノ數が五百六十九人、失ハレタ人ノ命ガ總計千三十九人ニ上テ居ルト云フコトガ書キ記サレテアルノデアリマス、之ニ付テ想ヒ起シマスコトハ幕末ノ勤王ノ志士デアッタ雲濱梅田先

生ガ斬ニ處セラレマスル日ニ、故山ノ母ニ歌ト送タ、其歌ニ「親ヲ思フ心ニマサル親心、マシテ、斯様ナ悲劇ガアッタト云フ記事デアリマス其他申上ゲレバ幾ラモアリマスケレドモ、餘リ諄ミシイカラ申上ゲルノヲ略シマスケレドモ、要シマスルノニ國民ノ多數ノモノガ其日其日ノ生活ニ脅カサレマシテ、心弱イ者ハ天ヲ怨ミ世ヲ呪ヒ、心荒ミマシテ自分ノ身ヲ害フト云フヤウナ、誠ニ憫レナ事實ガ毎日ノヤウニ新聞紙上ニ現ハレタル事實ダケデモ、中ミ數ガ多クナリマシテ、我ミハ又カト言ウテ之ヲ無關心デハ居ラレナインデアリマス、デアリマスカラ新聞ニ現ハレナイ隠レタル事實マデモ集メマシタナラバ餘程多數ニ上ルグラウト思フノデアリマス

〔議長公爵德川家達君議長席ニ著ク〕

社會事業協會ノ原泰一ト云フ人カラ、此間斯様ナ小冊子ヲ貰ヒマンタ、「愛兒ヲ殺ンテ死ヌルマデ」ト云フ小冊子デアリマス、原君ハ最近三ヶ年間ノ新聞ニ現ハレタル事實ダケヲ調べラレタノデアリマスガ、事件ノ總數ハ三百八十九件デ、自殺ヲシタ親ノ數が四百七十人、遺連レニナク子供ノ數が五百六十九人、失ハレタ人ノ命ガ總計千三十九人ニ上テ居ルト云フコトガ書キ記サレテアルノデアリマス、之ニ付テ想ヒ起シマスコトハ幕末ノ勤王ノ志士デアッタ雲濱梅田先

生ガ斬ニ處セラレマスル日ニ、故山ノ母ニ歌ト送タ、其歌ニ「親ヲ思フ心ニマサル親心、マシテ、斯様ナ悲劇ガアッタト云フ記事デアリマス其他申上ゲレバ幾ラモアリマスケレドモ、餘リ諄ミシイカラ申上ゲルノヲ略シマスケレドモ、要シマスルノニ國民ノ多數ノモノガ其日其日ノ生活ニ脅カサレマシテ、心弱イ者ハ天ヲ怨ミ世ヲ呪ヒ、心荒ミマシテ自分ノ身ヲ害フト云フヤウナ、誠ニ憫レナ事實ガ毎日ノヤウニ新聞紙上ニ現ハレタル事實ダケデモ、中ミ數ガ多クナリマシテ、我ミハ又カト言ウテ之ヲ無關心デハ居ラレナインデアリマス、デアリマスカラ新聞ニ現ハレナイ隠レタル事實マデモ集メマシタナラバ餘程多數ニ上ルグラウト思フノデアリマス

ニ自然ノ勢ヒトハ申シナガラ誠ニ遺憾ナコ  
トデアリマス、農村ノ匡救ノ實ヲ擧ゲテ、  
而シテ斯様ナル所ノ問題ガ悪化シマセヌヤ  
ウニ、文部當局ハ殊ニ御留意下サラナケレ  
バナラヌノデアリマスルガ、過般來文部大  
臣ハ此點ニ付キマシテ極メテ樂觀ナル御答  
辯フナサツテ居ラレルノデアリマス、農村ノ  
如何ニ疲弊シテ居ルカト云フコトハ、尙ホ  
帝國農會ノ調査ノ材料モアリマスルケレド  
モ、是ハ最早多クワ語ルヲ要サヌデアラウ  
ト思ヒマスカラ此程度ニ止メテ置キマスル  
シ、又社會ノ現象ニ付キマシテモ、申上ゲ  
レバ數限りモアリマセヌケレドモ、此程度  
ニ止メテ置ク次第デアリマスルガ、兎ニモ  
角ニモ建議案ノ當時ヨリモ世ノ中ガ不景氣  
ニ深クナリツツ來タト云フコトハ、是ハ狂  
ダベカラザル事實デアリマス、又國民ノ多  
數ノモノガ生活ニ脅カサレテ、人心ガ不安  
ノ度ヲ高メテ居ルト云フコトモ、建議案當  
時ニ比べテ見マシテ、今日ハ更ニ倍加シテ  
居ルト云フコトモ、事實ガ雄辯ニ物語テ居  
ルノデアリマス、ソコデ私ハ幣原首相代理  
ノデアリマスカ、是ハ他ノ人ガ申サレタノ  
デヤナイ、幣原首相代理ガ此演壇デ左様ニ  
施政方針ノ演説中ニ言明セラレテ居ルノデ  
人心ハ安定ヲシタト斯様ニ斷言ヲセラレル  
ニ伺ヒタイコトハ、幣原首相代理ハ如何ナ  
ル根據ニ基イテ如何ナル社會事實ヲ捉ヘテ  
人心ハ安定ヲシタト斯様ニ斷言ヲセラレル  
ノデアリマスカ、尙ホソレニ付テ皆サン方ノ御注  
意ヲ、御記憶ヲ喚起イタシタコトハ、昨  
年五月ノ十四日ニ諸君ハ舉テ此建議案ニ  
ハ御賛成下サツタノデアリマス、其當時ト今  
日ト比べテ見テ今日ノ情勢ガ更ニ不景氣方  
深刻味ヲ高メ、人心不安ノ度ヲ進メクト致  
シマシタナラバ、皆サン方ハ此建議案ノ手  
前ニ對サレマシテモ、如何ノ感ジヲ御起シ  
ニナルデアリマセウカ、幣原首相代理竝ニ  
閣僚諸公ハ平然トシテ大臣席ニ御著席ニナッ  
テ居ラレマスルガ、御胸ノ中ガ御キマリガ  
惡クハアリマセヌカト云フコトヲ伺ヒタイ

ト思フノデアリマス、要シマスルノニ私ガ第一ニ伺ヒタイコトハ、政府ガ種々ノ對策ニ依テ、人心ガ安定スルニ至ラタト、斯様ニ此議政壇上ニ御言明ニナリマシタ、其根據如何ト云フコトヲ伺フノデアリマス、回顧イタシマスレバ昭和五年五月十一日ニ、私ガ濱口首相ニ對シマシテ質疑應答ヲ致シマシタ其當時ニ於キマシテ、中小産業者並ニ失業者ニ對スル救濟ニ付キマシテノ濱口總理ノ御答辯ハドウ云フコトデアリマシタカ、斯ウ申シマスト云フト、斯様ニ答ヘラレテ居ルノデアリマス、政府ノ方ニ於テハ誠ニ心配ヲ致シテ居ル、苦心ヲ致シテ居ル、努力スル積リデアル、併ナガラ只今對策ノ持合セハナイ、斯様ニ申サレテ居タノデアリマス、是ハ決シテ私ガ獨斷デ申上ゲルノデハナイノデアリマス、貴族院議事速記録ノ第十二號、百三十一頁、是ハ山岡萬之助君ガ……是ハ私ガ總理ト質疑應答ヲ致シテ居リマシタ時ニ、引用イタシマシタ速記録ノ有ノ儘ヲ朗讀イタシマシタノガ出テ居ルノデアリマス、是ハ山岡萬之助君ガ總理大臣ニ對シマンテ、質問サレタル演説ニ對スル御答辯デアリマス、前略シテ「現内閣ノ財政ノ整理緊縮、國民ニ向シテ獎勵宣傳シタル所ノ消費節約、是亦無論不景氣ノ一部ヲ成シテ居リマス、ソレハ確カニ認ムル、其點ニ於テ責任アリト仰シヤレバ責任ヲ負ヒマス」、又現在ノ不景氣ノ深刻竝ニ是カラ生ジテ居ル所ノ失業問題ノ發生、私ハ全部ガ政府ノ責任ト云フコトニハ承認ヲ致シマセヌ、併ナガラ一部ハ政府ノ行ツタル政策ノ結果デアルト云フコトハ承認シマス」、斯様ニ先以テ濱口總理ハ此不景氣ガ深刻ニナリ責任デアルト云フコトヲ御認メニナッテ居カ分リマセヌガ、ソレハ見ル人ニ依テ違ヒマシタコトニ付キマシテ、一部ダカ大部ダルノデアリマス、又失業問題ノ發生ト云フコトニ付テモ御認メニナッテ居ルノデアリ

マス、而シテ濱口總理ハ尙ホ私ノ質疑ニ答ヘラレマシテ、斯様ニ申サレテ居ルノデアリマス、是ハ矢張リ貴族院議事速記録第十二號ノ百三十八頁デアリマスガ「前田子爵ハ御演説中ニ、現今ノ社會ニ日々夜々現ハレ來ル所ノ諸現象ヲ列舉サレマシテ、國民生活ノ安定ヲ得テ居ナイト云フコトヲ說明ニナリマシタ、世ノ中ニハ仰セノ通り隨分悲慘ナル現象ガ起リマス、誠ニ慘澹タル状態モ發生イタシマス、政府ト致シマシテハ、誠ニ心配ヲシテ居ルノデアリマス、從テ之ニ對シ是マデノ對策デ足リマセヌ所ハ更ニ十分考究イタシマシテ、其對策ヲ實行イタシ、以テ出來得ルダケ、此問題ノ解決ニ資シタイト考ヘテ居リマス、唯遺憾ナガラ、此席ニ於テ、具體的ニ然ラバ如何ナル對策アリヤト云フコトヲ此席デ申上グ爾ダケノ順序ニナッテ居リマセヌ、ソレカラ中略イタシマシテ、其ノ後ニ「此悲慘ナル現象ト此忌ムベキ事柄、ソレニ對シテ深ク心痛ヲ致シテ居ルト云フコトヲ申上ゲテ置キマス、出來ルダケ方法ヲ講ジマシテ失業問題ノタシマシテ、其ノ後ニ「此悲慘ナル現象ノ解決ニ資シ、國民生活ノ安定ヲ圖リ、其中ニ産業振興ノ根本方策ガ效ヲ奏シ、金解禁ノ影響ガ此處ニ現レ、産業貿易ノ振興方出来マンシテ、ソレニ依テ永ク此問題ノ解決ヲ期スルト云フ時期ニ速カニ到ラムコトヲ希望スルノデアリマス、此處ニ到リマス迄ノ間ハ應急ノ對策ヲ以テ、其問題ノ緩和救濟ニ努ムルト云フコトニ、政府ハ折角苦心ノ致シ努力ヲスル積リデアリマス」、要スルニ總理ノ御答辯ノ「エキス」ハ何デアルカト云フト、心配、苦心、努力スル積リ、具體的對策ナシ、斯ウ云フコトニ歸著シテ居タノデアリマス、而シテ建議案提出後政府ガ執ラレマシタ所ノ是等ノ對策ノ實施、茲ニ實施セラレムトスル所ノ政策ニ付キマシテ、私ハ一々之ヲ檢討イタシマシテ、ソレ等ノ政策ガ何レモ此難場ヲ救濟スルニ付キマシテハ有效適切デナイト云フ

コトヲ申述ベマシテ、而シテ幣原首相代理  
並ニ内閣諸公ガ、貴族院ガ提出イタシマシ  
タル建議案ニ對スル御心持ヲ伺ヒタイト思  
フノデアリマス、政府ニ於テハ建議案提出  
後ニドンナコトヲ爲サレタカト申シマスト、  
是ミ施政ノ方針ノ演説ニ現ハレテ居リマ  
ス、第一ガ産業ノ合理化、第二ガ國產愛用  
獎勵ノ運動、第三ガ金融ノ調節、第四ガ失  
業ノ救濟、是ガ現ニ此間幣原首相代理ガ此  
演壇ニ述べラレタ所謂實施事項デアリマ  
ス、先づ第一ニ産業合理化ニ付テ申上げマ  
ス、産業合理化ニ付キマシテハ政府ガ大變  
ニ效能ヲ申述ベラレテ居ラレマスルケレド  
モ、實際ニ之ヲ吟味イタシテ見マスト云フ  
ト綿縮ト縞三綾ノ二ツガ統制ガ出來タバカ  
リデアリマシテ、其他ノ重要産業ハ何ニモ  
解決ハ付イテ居ラヌノデアリマス、ノミナ  
ラズ此産業合理化ニ付キマシテハ、前途ニ  
私ハ疑ノ雲ガ横ハツテ居ルト私ハ思フノデ  
アリマス、現ニ製鐵合同法案ガ聞カラ聞ニ  
流產ヲシ掛カツテ居ルテアリマセヌカ申  
上ゲル迄モナク産業合理化ト申シマスモノ  
ハ、賢明ナル諸君ヲ前ニ置イテ講釋スルノ  
ハ甚ダ申譯アリマセヌガ、所謂大量生産ヲ  
致シマシテ、價格ガ廉價デ優良ナル物ヲ拵  
ヘテ、從チテ商賣モ繁昌スレバ労働者モ其福  
利ニ浴スルト云フコトガ私ハ一體産業合理  
化ノ理想トスルモノデハナイカト思フノデ  
アリマス、然ルニ之ヲ外國ノ實例ニ微シテ  
見マシテモ、必シモ其通りニハ行テ居リマ  
セヌ、而シテ往々産業合理化ノ結果ガ、徒  
ラニ物價ヲ吊上げマシテ、失業者ヲ續出サ  
セルト云フ結果ニ陥ルコトガ多イノデアリ  
マス、元々産業合理化ト云フモノハ、前申  
上ゲル通りニ、大量生産ニ依テ安クテ良  
い物ヲ澤山拵ヘテ、商賣モ繁昌スレバ、資  
本家モ労働者モ共ニ其福利ニ浴スルト云フ  
建前デアルノデアリマスルガ、所謂社會的  
積極的ノモノデアルノデアリマスルケレド  
モ、産業合理化ノ遂行ノ結果ガ消極的ナ、

非社會的ナ、資本家ニ偏重スルヤウナ弊ヲ  
旨ク行カナイ、ニアリマスカラ、産業合理  
化ノ眞目的ヲ達シヤウトスルニ付キマシテ  
ハ、先づ事業ノ繁昌スルヤウニ勞働條件ノ  
改善ヲスルヤウニ、又品物モ安ク賣レルヤ  
ウニ、是等ニ付テハ十分ナル用意周到ナル  
考慮ヲ以テ致サレマセヌト云フト、肝腎ナ  
目的トル所ノモノハ得ラレマセヌデ、誠  
ニ却テエシキ結果ヲ生ミ出ズ云フコト  
ニナルノデアリマス、商工省ニ於カレマシ  
テハ、此產業合理化ニ付キマシテハ、一層深  
ク十分ナル御考慮ヲ以テ、產業合理化ノ理想  
タル本ノ實ヲ得ラレルヤウニ御努力ヲ願ヒ  
タイト思フノデアリマス、今日產業合理化  
ノ效能ヲ伺フテ直チニ私ハ承服スルコトハ  
出來ナイノデアリマス、第二ニハ國產愛用  
獎勵運動ノコトデアリマスガ、是モ亦景氣  
立直シノ一方策トシテ、最初ノ間ハ大分樂隊  
デ囃シ立テタモノニアシタノデアリマスガ、  
果シテ此國產愛用獎勵運動ニ依ラテ、ドレ程  
ダケノ我國ガ利益ヲ得マシタカ、ドレダケ  
ノ輸入ノ防遏が出來マシタカ、ソレガ多ク  
ノ金ヲ使フタコトデアリマスカラ、多少ノコ  
トハアツタデアリマセウガ、大シタコトハナ  
イト私ハ斷ジテ左様ニ信ジマス、ト申シマ  
スモノハ、商工省ノ執ラレマシタル所ノ措  
置ガ、甚ダマヅカツタコトデアリマス、何處  
ガマヅイカト申シマスルト云フト、優良國  
產品ノ選定ガソレデアリマス、最初ハ堂々  
ト優良國產品ノ選定ヲスルカノヤウナ氣分  
デアラレマシタケレドモ、イツノ間ニヤラ  
ソレハ抹殺サレマシテ對比見本ト云フヤウ  
ナ名前ニ取替タノデアリマス、國民ハ政  
府ノ御眼鏡ニ依ラテ舶來品ヨリモ安クテ良  
イ品物ヲ買フニ付テ、其購買ノ目標トナル  
モノヲ御不レントサルデアラウト、心待ニテ  
チ居タクノデアリマスケレドモ、今日ニナフ  
テ見マスト云フト、誠ニ龍頭蛇尾ノ感ガス  
ルノデアリマス、ソレハドウ云フ譯デ龍頭

蛇尾ノ感ニナツカト申シマスルト云フト、商工省ノ優柔ナル態度ニ歸セナキヤナラヌノデアリマス、其優柔ナル態度ト云フノハ何デアルカ、國產優良品ノ選定ヲヤリ掛テ見外所ガ、内地ノ他ノ生産業者カラ、苦情が出て來ル、外國商人カラモ對抗運動ガ起テ來ル、是ハ起ルノガ當リ前ノ話、今日私有財產ヲ認メテ、事業ノ自由ヲ法律ガ保護シテ居ル今日、政府ガ勝手ニ或ル事業ヲバ保護シタリ、或ル事業ヲバ抑制シタリスレバ、苦情ノ起テ來ルト云フコトハ、是ハ當然ノコトデアリマス、又現代文明、產業經濟ノ上ニ於キマシテ、總テ商賣ト云フモノハ國際的ニナツテ居ル、其國際的ニナツテ居ル賣ヲ、國產品ヲ買ヘト云ウテ、之ヲ鎖國的ニ引戻サウトスルヤウナコトヲスレバ、外國商人ガ立腹スルノハ是亦當リ前ノ話デアリマス、斯様ナコトハ國產優良品選定ヲシヤウト云フ當初カラ、モウ分リ過ギル位ニ分テ居ル事柄ヲアリマス、其分リ過ぎアリマシタナラバ、誠ニ其手落デアッタト私ハ思フノデアリマス、ソシカコトデハ眞ノ國產愛用獎勵ト云フモノニナラスト思フヤウナコトニ化サレタド云フコトデアリマシタナラバ、誠ニ其手落デアッタト私ハ思フノデアリマス、ソシカコトデハ眞ノ國產愛用獎勵ト云フモノニナラスト思ヒマス、產業經濟ノ大道ノ上ニ於テ堂々ト自信アリ賣價ノアル所ノ國產愛用獎勵ノ運動ヲ根本カラ建直シヲ爲サレナケレバナラヌト云フコトヲ勧告スルノデアリマス、第三、金融ノ調節、是ハ預金部カラシテ二千五百万圓ノ金ヲ出シマシテ、信用組合ヲ通シテ中小產業者ニ金融ヲ圖、タコトデアリマス、併シ是モ同様デ、ドウモ思フヤウニケレドモ、實際ニ貸付濟ニナリマシタノハ其半分ニモ達シテ居テヌノデアリマス、サウデアリマセウ、今日疲弊シテ居タル中小產業者ガ如何ニ金ヲ借リタイト思ヒマシテ

モ、今日ハ對物信用本位ノ世ノ中デアリマス、其擔保物ガ世ノ中ノ不景氣ノ爲ニ押サレマシテ非常ニ價値ガ激落シテ居リマス、其擔保物ヲ持テ來マシタンヂヤ申ミ金ヲ借サルト云フ譯ニハ參ラヌ、況ヤ又瘦セタリト雖モ擔保物ヲ持テ居ル者ハ宜ウゴザンスケレドモ、持チ合セナイ者ニナリマシタナラバ借リル途ガナイノデアリマス、ソレデアリマスルカラ申ミ是ヘ金融ノ途ヘ開イタト申シナガラ實際ニ金融ガツイテ居ラナイノデアリマス、困難ハ依然トシテ困難デアルノデアリマス、又農村、山村、漁村、失業救濟ノ資金トシテ七千万圓ヲ貸付ケルコトノ計畫ガ出来テ居ルノデアリマスケレドモ、是モ唯掛け聲バカリデアリマンテ、未ダ一文モ金ガ出テ居ラヌノデアリマス、是ハ大藏省カラ戴キマシタ調べ書デスカラ間違ヒガナインオデアリマス、一文モ金ガ出テ居ラナインオデアリマス、謂ハバ見セ金ミタヤウナモノデアリマス、ソレカラ簡易生命保険積立金ニ依ル小額生業資金及小口勸業資金貸付決定額調、是ハ昭和六年ノ一月二十三日ノ現在ノ調デアリマスガ、是亦一文モ金ガ出テ居ラヌノデアリマス、日本興業銀行ノ中小工業者ニ對シマスル貸出ノ調モアリマスケレドモ、是ハ日本興業銀行トシテ、救濟デナイ、當リ前ノ貸付金モアリマスノデ是ハ明瞭ニナツテ居リマセヌ、ソレレデ緩和シタナドト言ツテ居ラレマスケレドモ、何處ヲ緩和シタノデアリマセウ、大藏省ノ狀況デアリマス、大藏大臣ナドハ公益質屋ノ一口ノ貸付金ノ額ヲ高メタカラ大變ソマスノデ是ハ明瞭ニナツテ居リマセヌ、ソレカラ公益質屋ニ於ケル中小産業者ニ資本金貸付ノ狀況デアリマス、大藏大臣ナドハ公益質屋ノ一口ノ貸付金ノ額ヲ高メタカラ大變ソマスノデ是ハ明瞭ニナツテ居リマセヌ、ソレカラ公益質屋ヲ利用シタ敷数ガ不明トシマス、ソレカラ昭和五年三月末ノ現在ガ只今申上ゲタ通り貸付金額ガ無イノデアリマス、昭和五年九月ノ末ノ現在ヲ取テ見マスト、此公益質屋ヲ利用シタ敷数ガ不明トシテ書イテアル、是デハドウモ調べヤウガナ

本、昭和六年一月十五日現在、是モ貸付額  
ガ不明、利用者ノ數ガ不明、貸付現在額方  
シテアル、是デヘドウモ公益質屋ガ一口ノ  
金額ヲ、承ハル所ニ依ルト五十圓ノ一口ヲ  
百圓ニシテ居ルト云フヤウナ話デアリマス  
ガ、ソレニシタ所ガサツ、ベリドウモ利用サ  
レテ居ルノヤラ居ラヌノヤラ御上ノ御調  
ノ……御調査物ニ不明トシテアルノデス方  
ヲ分リヤウガナイノデアリマス、是デ緩和  
シタト云フノハドウ云フモノグラウカト私  
ハ思ヒマス、左様ナ次第デアリマシテ、中  
小産業者ニ對シマスル金融域ニ山村、農村、  
漁村ニ對シテ七千万圓ノ金ヲ融通スルト云  
フ御計畫ハアリマスケレドモ、ソレハ一文  
モ今日ニ於テハ出居ラナイ、謂ハバ畫ケ  
ル餅ノ如キモノデアリマス、其次ハ救濟ノ  
事業デアリマス、昨年アタリハ各府縣知事  
ニ通謀サレマシテ、其府縣ニ於テ土木工事  
ヲバ起サセテ、サウシテ失業救済フヤラセ  
ルト云フヤウナ御趣同デアツクノデアリマ  
スガ、是亦思フヤウニハ今日疲弊セル府縣  
ノ財政デハ中ニ能ウ出來ナイコトデアリマ  
スルシ、又府縣知事カテ稟申テシテ參リマ  
シタ所デ、オイソレト内務省デポンノト  
官制ヲ捺シテ許スト云フ譯ニモ参ラヌノデ  
アリマシテ、矢張リ嚴重ニ調査スルト云フ  
コトニナルト、結局貸付ケラレナイト云フ  
コトニナルノデ、大シタ露ビニハナツテ居  
テナカクノデアリマス、所ガ益、失業者ガ演  
出スルモノデアリマスカラ、謂ハバ失業救  
濟ノ委員會カラ上申モアリ、政府モ漸ク御  
目ガ醒メタト見エマシテ、今度ハ七千万圓  
許リノ……土木事業ト鐵道事業ト併セマシ  
テ七千万圓許リノ土木事業ヲ、府縣ノ負擔  
ニ於テ公債デ支辨シテ施行スルト云フコト  
ニナックノデアリマス、管ニシウゴザイマス  
ケレドモ、後ニ私ノ論ヲ進メマス上ニ於テ  
出テ來マスコトデアリマスカラ、前以テ申  
上ゲテ置キマスルノデアリマスガ、主ニ土

本事業ヲツマスルコトハ所謂國道、府縣道ノ改修デアリマスガ、其行ハレル所ハ主ニ東京、大阪、京都、名古屋、八幡、神戸、小樽、戸畑、横濱、佐世保、八王子、川崎、岩淵、夕張、下石等ノ十二市三箇町デアルノデアリマス、之ニ付キマシテハ私ガ先以テ三ツ程御同意が出来ナイ點ガアルノデアリマス、第一メ點ハ鐵道ノ工事ノ費用ト此道路ノ改修ノ方ノ土木事業トノ兩方併セマシテ、七千万圓ト云フヨドニナルノデアリマスガ、其中六十三万圓程ガ知識階級者ノ失業救濟ニ振向ケラレルノデ、後ノ金ハ全部筋肉労働者ノ即チ土木工事ノ事業費ニ據内ケラレルノデアリマス、私ハ知識階級者ノ救濟ト云フコトヲ深ク念頭ニ御入レニナラナイデ、筋肉労働者ノ土木工事ノミニ偏重スル嫌ガアル所ノ方法ヲ取ラレタト云フユトニ付キマシテハ、私ハ御同意ヲ致シ兼ネルノデアリマス、是モ助ケテヤラナケレバナリマセヌケレドモ、餘リニモ分配ガ偏重シマスレバ口モ達者、筆モ達者デアル者ガレゴロヽ致シテ居リマスコトハ、誠ニ國家社会ニ危険ヲ胎ム私ハ原因ニナルンヂヤナカルウカト思フノデアリマス、爲政家ハ恩ヲ茲ニ深タ致サナケレバナラナカツタコトデアルノデハナイカト私ハ思ヒマス、第二ノ點ハ都市ニ偏シタコトヤウナ有數ナカル事ニ致シマシテモ、鐵道ノ工事ニ致シマシテモ、前申上ダマシタ通りニ、東京トカ太陥トカ名古屋トカト云フヤウナ有數ナカル事ニ致シマシテ居ルノデアリマス、斯機申サレルデアリマセウ、失業者ノ群ハマス、所謂都市ノ方ニ集中シテ居ルンヂヤナイカ、若シサウ云フ御答ヲ得ルナラベ、斯サ申シマシタナラバ政府者ハ必ずアリマス、是ハ原因ト結果トヲ取違ヘテ居レルメデアリマス、東京ニ

ドウモ就職口ガナイカラ國へ歸<sup>テ</sup>見タ所、農村ノ方ニ何モドウモ仕事モナケレバ、又ノコ<sup>ヘ</sup>、東京へ歸<sup>テ</sup>來ルコトニナル、諸リ農村ノ方ニ……地方ノ方ニ何モ仕事ヲ宛ガハナイカラ、空想ヲ描イテ皆ナ大都市ノ方へガ流れ込ンテ來ルノデアリマス、デアリマスカラ、今國政府ノ採ラレマンシタヤウナ方法デ、都市ニ偏シタ土木工事ノ救濟事業ヲ爲サレバ、本ノ低キニ就タガ如ク地方カラドン<sup>ヘ</sup>、人ガ都會へ集中スル弊ハ益々高マンテ來ルト私ハ思フノデアリマス、ソレカラ第三ニハ私方不同意ヲ唱ヘテ居リマスル點ハ、抑此國道ノ改修ト云フ工事ト云フモノハ、府縣知事ノ管理ノ下ニ致サナケレバナラヌモノデアルト私ハ思フノデアリマス、ソレヲ今回ニ限リマシテ主務大臣ガ之ヲ直轄シ、全國ニ瓦ツテ土木工事ノ采配ヲ振ラレルノデアリマス、道路法ノ規定ニ依リマスルト、明カニ是等ノモノハ府縣知事管理ノ下ニ置カレナケレバナラヌコトニナテ居ルノデアリマス、道路法ノ第十七條、國道ハ府縣知事其ノ他ノ道路ハ其路線ノ認定者ヲ以テ管理者トス但シ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ其ノ市内ノ國道及府縣道ハ市長ヲ以テ管理者トス<sup>ト</sup>云フ規定デ、國道原則トシテ府縣知事が管理者ト云フコトニ規定シテ居ルノデアリマス、次ニ道路法ノ第二十條ニ「道路ノ新設、改築、修繕及維持ハ管理者之ヲ爲スヘン、主務大臣必要アリト認ムルトキハ國道ノ新設又ハ改築ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ道路管理者ノ權限ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣之ヲ行フ」成程是ハ茲ニ但書ガアリマスケレドモ、原則トシテ府縣知事が管理者デアルト云フコトニ規定サレテ居リマス、而シテ例外ト致シマシテ必要ト認ムルトキハ、主務大臣其ノ權限ヲ行<sup>ヘ</sup>テ宜シトイ云フコトニナッテ居リマスガ、此但書ノヤウナ場合ハ、謂ハバ特殊ノ技術ヲ要スル場合ニ限ラレテ居ルコトデヤアルマイカト私ハ思フ、今回ノ如

ク全國ニ亘<sup>ス</sup>テ土木工事ヲ管理スルノニハ、各府縣知事が道路法ノ命ズル所ニ依フ、成文ノ命ズル所ニ依テ、此管理ノ任ニ當ルト云フノガ、結果ガ良イノデヤナイカト私ハ思フノデアリマス、ソコデ甚ダ申上ゲニクイコトデアリマスケレドモ、道路、傳フル所ニ依ルト、今度メ國道改修ニ付テ、主務大臣ガ采配ヲ振テシルト云フコトハ、是ハ黨略的ノ考ガアツテヤラレルノデヤナイカト云フ噂ガ傳<sup>ス</sup>テ居ルノデアリマス、私ハ斯様カト云フヤウナ噂ガ傳<sup>ス</sup>テ居ルノデアリマス、モウ少シ詳シタ申シマスルト、府縣會議員ノ選舉ニ之ヲ利用スルンデヤナイカトナル道路ノ説ニハ強チ耳ヲ傾ケル者デハアリマセヌケレドモ、何ガ故ニ道路法ノ此但書ニ依<sup>ス</sup>テ、主務大臣ガ全國ニ亘<sup>ス</sup>リ土木工事ノ采配ヲ振ラレルノデアリマセウカ、主務大臣ガ管理サレル方ガ、國家社會ニ取<sup>ス</sup>テ、ドレダケノ利益ガアルノデアリマセウカ、是アリマス、去ル二月ノ二十幾日デアリマシタカ、山岡萬之助君ガ私ト申方へ達ヒマスケレドモ、矢張リ此失業救濟ノ對策ニ付テノデアリマスケレドモ、何レモ有效適切ナ施設ト見ルベキモノハナイト私ハ思フノデリニ建議案提出後、政府ガ實施シ或ヘ實施セントスル所ノ諸對策ニ付テ略評ヲ致シタハ思フノデアリマス、以上申上ゲマシタ論陣ヲ進メラレマシタ時ニ、農林大臣ハ其所管タル所ノ農村對策ノ質問ニ對シマシテ、山岡君ノ質問ニ對サレマシテ、恆久的ノ對策ト應急的ノ對策ヲ申述ベラレマシタ、併ナガラ其正味ハ先程申上ゲマシタ農村、山村、漁村ノ七千万圓ノ融資ノ效能ヲ喋螺ト申サレタノデアリマス、之ヲ速記錄ニ付テ申シマスレバ……是ハ農林大臣ノ御答デアリマス、貴族院議事速記録第十三號、百六十三頁、國務大臣タル農林大臣トシテノ町田忠治君ノ答辯、前略、「唯農林省ガ農

村困憊ノ今日、何等カノ對策ガアルカト云  
フ御尋ネデアリマス、申上ゲル迄モナタ此  
對策ハ分<sup>レ</sup>テ一ツナルノデアリマス、今後  
數年ニ瓦ル對策ガ其一ツデアリマス、今後  
數年ニ瓦ル對策ハ分<sup>レ</sup>テ共同施設、共同販賣  
ト農產物ノ公正ナル價格ヲ維持スル施設ガ  
一方面ニアリマス、一方ニハ農產物ノ生  
産費ヲ出來ルダケ低廉ニスルト云フ、合理  
的ナル經營法ヲセセルト云フ施設ガアルノ  
デアリマス、此ニツハ要スルニ今後數年ニ  
亘リ、先づ永遠ト申シテ宜シイカ根本的對  
策デアリマス、今日ノ困憊ニ對スル應急施  
策シマシテハ、山岡君ノ御話ノ如ク昨年  
春預金部ノ協議ニ依<sup>テ</sup>得マシタル養蠶應  
急資金、主トシテ是ハ春蠶、春ノ養蠶ノ應急  
資金デアタノデアリマス、或ハ中小農工低  
利資金二千五百万圓、或ハ糧貯藏ニ對スル  
三千万圓ノ低利資金、山岡君ノ御批評下ス、  
タ七千万圓ノ低利資金ノ如キハ其主ナルモ  
ノデアリマス、此七千万圓ノ低利資金ノコ  
トニ付キマシテハ「中略イタシマシテ、此  
七千万圓ノ低利資金ハ「大體ニ於テ應急施設  
ト致シマシテハ、此七千万圓ヲ以テ相當ナ  
效果ガ舉ガラレルト思ヒマス」ト云フコト  
ヲ申サレテ居ルノデアリマス、恆久的ノ對  
策トカ、根本的ノ對策トカ、或ハ應急的ノ  
對策トカ仰セラレマスケレドモ、是ハ幣原  
首相代理ノ御嫌ヒノ抽象的ノ話デアリマシ  
テ、具體的ノ御答トシテハ、七千万圓ノ低  
利資金ガ效果ヲ舉ゲルデアラウト思ヒマ  
スト、斯ウ仰シャ<sup>テ</sup>居ル其七千万圓ハ、今  
日一文モ出テ居ラヌト云フコトデアリマ  
ス、又政府ハ豫算ニ五万九千万圓程計上サ  
レマシテ、職業紹介所ノ建設ヲ圖<sup>シ</sup>テ居ラレ  
マス、無イヨリモ有<sup>タ</sup>方ガ是ハ結構デアラ  
ウト思ヒマス、職業紹介所ト申シマスモノ  
リマシテ、職ヲ求ムモノガ職ヲ求メムト  
アリマス、桂庵ガ進化シタノデアリマス、  
此桂庵ト申シマスモノハ謂ハバ事務所デア

シテ來ル事務所デアリマス、事務所デ以テ職業ヲ拘ヘルコトハ出來ナイゾアリマス、デ實際ノ狀況ヲドウカト申シマスルト云フト、最近一月號ノ「事業之日本」ニ「職業紹介所カラ見タ就職事相」ト云フ題目デ書イテゴザイマス、大キナ活字デ「年毎ニ深刻ニ向フ智識階級ノ就職率ハ低下」トシテ、是ハ東京市ノ社會局ノ職業課ノ杉原某ト云フ人ガ書イテ居ルノデアリマス、抜萃シテ申シマスト云フト、東京市設ノ職業紹介所ニハ一日平均千二三百人ヲ下ルコトカナイサウデアリマス、人ノ來ルコトガ……而シテ此求職者ノ數ニ對シマシテ人ヲ求メル方ハ約四分ノ一ト云フ見當デアリマスノデ、一日平均二百カラ三百位アルノデアリマス、又其中カラシテ傭ヒ主ト傭ハレ主ノ又色ニ談シ合ガアリマスカラ、傭ハムトスル所ニ行クニタ者ガ全部傭ハレ濟ミニナルト云フ譯デハナインデアリマス、結局斯ウ云フ風ナ多勢ノ人が押掛ケテ参リマスケレドモ、漸クニ二百人カ三百人位ガ職ニアリ付ケルト云フヤウナ狀態ニナツテ居リマシテ、今日ニ於キマシテハ此職業紹介所ガ大ナル效果ヲマダ舉ゲテ居ルヤウナ次第デヤナインデアリマス、是ハ施政ノ方針ノ御演説中ニハゴザイマセヌケレドモ、豫算ニ五万九千圓ト云フ雀ノ涙ミタイナ豫算ノ金が出テ居リマシタノデ調べテ見マシタラ、サウ云フコトデゴザイマスガ、何レニ致シマシテモ建議案當時カラ今日マデ爲サツ所ノ政府ノ救濟施設ニ付キマシテハ、御苦心ハ相當ニナサツテ居ラレルダラウト私ハ信ジマス、信ジマスルケレドモ、何等有效適切ナル茲ニ實蹟ガト欲ス」是ハ論語ニ出テ居リマス、政治家ト云フモノハ宣傳バカリシタ、テ駄目ダ、宣傳ヲシリロ上手ニ旨ク人前ヲ話シテモ行ガ出ナカツタナラバ、決シテソレハ國民ノ上ニ

何等ノ利福ヲバ齎シ來ルモノデハナイ、實傳ラスル前ニ先ヅ行へ、喫ベル前ニ先ヅ實行セヨ、斯ウ云フコトヲ孔子ハ三千年ノ前ニ政治家ニ對シテ戒メラレテ居ルノデアリマス、惟フニ孔子時代ニモ隨分空宣傳、宣傳不實行者ガ澤山ニアツクモノト見エルクデアリマス、今日ニ於キマシテモ、御多分ニハ漏レナイグラウト私ハ思フノデアリマス、由來我ガ日本ノ國民ト申シマスモノベ、誠ニ忍從可憐ナ國民デアリマス、政府ノ執タル所ノ政策ノトバツチリヲ受ケマシテ、ナル犠牲ヲ拂ヒナガラモ政府ノ仰シヤル其御言葉ニ信賴シテ、所謂ヨモヤ／＼ニ引カサレテ、今ニ好イコトガアルグラウト云フヤウナ多少ノ希望ヲ織イデ、其日ヲ苦シガッテ送ラテ居リマス中ニ、知ラズ識ラズノ間ニ深い谷ニ落チマシテ、足搔モ取レナイヤウニナツテ行クヤウナ今日ノ状勢ヲ見マジテハ、私ハ國民ノ大衆、農ト云ハズ、商ト云ハズ、工ト云ハズ、此可憐ナル忍從ナル同胞ニ對シマシテ黙テ居ル譯ニハ參ラ又ノデアリマス、ソコデソレデハ内閣ノ諸公ハ此貴族院ノ昨年ノ建議案ヲドウ云フ風ニ御考ヘニナツテ居ルノカ、無視ハ無論ナヌテ居ツタ譯デハナイグラウト思フノデアリマス、而シテ此内閣ガ貴族院ガ斯ク要望シタ建議案ガアルニ拘ラズ、爾來半年有餘經夕今日ニ見ルベキ施設ガナイ、益世ノ中ハ不景氣ガ深刻ニナル、失業者ハ積エ、疲弊困憊ノ度ガ進ンデ來ル、何等實蹟方擧ラスト云フノハ一體何處ニ原因ガアルノカ、私ハ其原因デアラウト云フモノヲ先ツ考ヘテ見マスト云フト、内閣ノ力弱キカ、無策ナルカ、無能ナルカ將タ無誠意デアルカ、此四ツノ外デハナイグラウト私ハ思フノデアリマス、先ツ此内閣ガ力ガ弱イカ強イカ、私ハ此内閣ホド強イモノハナイト思フノデアリマス、衆議院ニアレ程ノ多數ヲ擁シテ絶對過半數ヲ占メテ居ル所ノ民政院内閣ハ、近來ナイ強イ内閣ダト私ハ思フノデア

リマス、外カラ見テ左様ニ思フバカリデナ  
ク、内閣當路者ガ左様ニ御自信ニナリ、御  
自負ニナリ、豪語サレテ居ルノデアリマス、  
ソレハスウ云フ事實ガアリマス、是ハ昭和  
六年一月二十日上野精養軒テ開カレマシタ  
民政黨大會ニ於テ、濱口總裁ノ委嘱ニ依テ  
連絡係安達内相ハ次ノ如キ演説ヲ試ミラレ  
テ居リマス、是ハ東京日日新聞ノ朝刊デア  
リマス、標題ハ、「濱口總裁ニ代テ安達内  
相ガ黨員激勵、結束一致國民ノ信望ニ副ヘ、  
與黨大會席上ノ演説」ト云フ題デ、冒頭ニ今  
申上ゲタ連絡係安達内相ハ次ノ如キ演説ヲ  
試ミタト云フ記事ガズト載テ居リマス  
ガ、全部讀ミマシテハ大變長クナリマスカ  
ラ要點ヲ申上ゲマスト云フト「我黨内閣ハ  
堅實ナル常道ヲ進ムニ眞面目ナル努力ヲ以  
テシタコトハ天下ノ齊シク認ムル所、之ヲ  
基礎トシテ諸般ノ經綸ヲ行フハ今日以後デ  
アリマシテ、第五十九議會ハ寧ロ其序幕デ  
アリマス」、ソレカラ中略シマシテ「其他ノ  
諸政策」ト題シテアリマス所ニ「其合理化ヨ  
リ生ズル一切ノ犠牲ヲ勤勞階級ニノミ轉嫁  
シ社會變革ノ必然ヨリ生ズル不幸ナル同胞  
ノ艱難ヲ顧ミザルガ如キハ斷ジテ公明ノ政  
治デアリマセヌ」ソレカラ又略シマス「我  
黨ノ使命」ト云フ題目ノ所ニ「諸君我黨ハ内  
外幾多重要ノ問題ヲ控ヘテ國家ノ難局ニ  
當テ居リマス、此時ニ當リテ我黨ハ二百  
七十名ノ絕對多數ヲ通ジテ、天下大衆ニ聯  
ル所ノ大政黨デアリマス、我黨内閣ガ天下  
ノ大事ヲ擔任スルニ非ザレバ、全國民ノ興  
望ヲ負ヒテ、輔弼ノ責ヲ全ウスルモノハ無  
イノデアリマス」、斯ウ云フ風ニ豪語サレテ  
居ルノデアリマス、マダ此後ニ甚ダ不穩、當  
ナ言葉ガアリマスケレドモ、今日又問題方  
反レルもイケマセヌカラ略シマスガ、鬼ニ  
角政府御自身ニ於テ我黨内閣ボ強力ナル  
内閣ハナイ、我黨内閣ニ於テ初メテ輔弼ノ  
責ヲ全フスルコトガ出來ル、全國民ノ興望  
ヲ負フコトガ出來ル、天下ノ大事ヲ擔任ス

テ見レバ私ガ貴族院ノ建議案ニ鑑ミラレマシテ、何等カノ措置ガ、適切有效チル措置ノナカタト云フコトハ、内閣ノ力ノ弱イノデヤナイト云フコトノ私ハ證明ガ出来ルト思ヒマス、諸チ力ガ弱イノデナイ、策無キカ、能無キカ、私ハ今日ノ臺閣ニ諸公ヲ見上ゲマスト云フコト、孰レモ賢明練達ノ士バカリデアリマス、第謀雲ノ如キ方ミガ居ラレルノデアリマス、策ガ無イトカ、能ガ無イトカ云フヤウナ方ミハ一人モ居ラレナインデアリマス、シテ見ルト内閣ノ力ガ弱イノデナイ、無能無策デハナイ、然ラバ何デアリマセウ、肝腎ナ眞心ガ缺ケテ居ルノデヤナイカト私ハ思フノデアリマス、デアリマスカラ私ガ第二ノ質疑ト致シテ伺ヒタインコトハ、昨年提出サレマシタ貴族院ノ建議案ニ對シテ政府ハドウ之ヲ御取扱ニシタ原首相代理ニ於カセラレマシテハ、政府ガ此貴族院ノ建議案、熱ト涙ヲ以テ籠メタル建議案ニ對シテ、如何ナル御考慮ヲ拂ハレシテハ更ニ登壇スル御許シヲ得グトイ思ヒマシタカ、之ニ付テノ明快ナル御答辯ニ接シタイト思フノデアリマス、私ノ質疑ハ一應茲ニ止メテ置キマシテ、御答辯ニ依リマシテハ更ニ登壇スル御許シヲ得グトイ思ヒマス、尙ホ私ノ質疑中先刻モ申上ゲタ通りシタイト思フノデアリマス、私ノ質疑ハ一ニ、商工大臣、農林大臣、文部大臣等ニ觸レマシタ諸點ニ付キマシテハ、近キ機會ニ於テ御答辯ニ接シタイト思ヒマス、併シ私ノ申上ゲタコトヲ肯定ナサルナラバ、敢テ御答辯ハ煩ハシマセヌ、之ヲ申添ヘテ降壇イタシマス

ガ過日施政方針ニ關スル演説ノ中ニ、人心ハ漸次安定スルニ至ラト云フコトヲ述べマシタコトヲ御指摘ニ相成リマシテ、今日ニ於テ何等人心ハ安定シテ居ナイデヤナイカト申サレマシテ、色ニノ例ヲ舉ゲラレタノデアリマス、私ガ人心ガ漸ク……漸次安定スルニ至ラト申シマシタノヘ、御承知ノ如ク我ガ財界ノ状況ニ關スル一節デアリマス、我ガ財界ハ御承知ノ如ク、昨年五六月頃ヨリ所謂悲觀的材料ガ外國カ多頻々トシテ我國ニ來リ

〔副議長公爵近衛文麿君議長席ニ著ク〕

當時我國ノ朝野ヲ舉ゲテ非常ナ人心不安ニ陥タノデアル、是ガ其當時ノ財界ノ現状デアッタノデアル、然ルニ近頃ニ至リマシテ、此人心ハ漸次安定スルニ至ラ、財界ニ關スル状況ヲ申シタノデアリマス、固ヨリ安定

スルニ至ラト申シマシテモ、是ハ絶對的デハリマス、相對的ノコトヲ話シテ居ルノデアリマス、昨年ノ五六月頃ニ外國カラ悲觀的材料ノ頻々トシテ來タル頃ノ財界スルニ至ラト申シマシテ、確カニ人心ハ漸々安定スルニ至ラト言ヒ得ルト考へマス、ソレカラ今日ノ世相、社會的現象ノ悲慘ナル状況ニ付テ幾多ノ例ヲ御述ベニナツタノデアリマス、或ハ空家ガ多クナツタ例ニアルトカ、税金ノ滞納者ノ多イコトニアルトカ、或ハ就職難ノコトニアルトカ、養育院ニ送ラレル者ノ多イコト、親子心中ニアルトカ、夫婦心中ニアルトカ云フヤウナ状況ヲ御述ベニナツタノデアリマス、世界的ノ大不景氣、我國ヲ襲ヒ來タ所ノ大不景氣ト云フモノハ、今日マダ全ク去タモノハ勿論アリマセヌ、之ニ伴ヒマシテ今日ノ社會的現象ノ中ニ大ニ憂慮スベキモノガアルト云フコトハ、前刻モ金杉君ノ御質疑ニ對シテ御答へ致シタ通りデ

アリマス、今日何等ノ社會的現象ノ不安ナルモノハ無イ、憂慮スベキモノハ無イト申シテ居ルノデハアリマセヌ、御述べニナツタ如キ事實ハ、或ハ……新聞ニ載テ居ラタ

言ハレマスルガ、或ハ一部分左様ナ事實モアルデアリマセウ、私ハ決シテ其事實ガナイト云フコトヲ申シテ居ルノデハアリマセ

ス、併ナガラ今日ノ不景氣ト云フモノハ、是ハ決シテ日本ダケノ問題デハナイ、全世界ヲ通ズル不景氣デアリマス、此事態ニ於

キマシテ此不景氣ヲ急ニ景氣ニ展開スルコトガ出來ルカト云ヘバ、是ハ何人ト雖左様ナコトハ出來ナイコトハ御認メ下サルコト

デアラウト考へマス、農村ノ疲弊ノ状況モ御述ベニナリマシタ、是モ私ガイツカ此席ニ於テ御答へ致シタコトガアリマス、農村ノ疲弊、私ハ其事實ヲ認メマス、認メマスカラ、

之ニ對シテ政府ハ斯クノ對策ヲ執ッテ居ルト云フコトヲ其當時申述ベタコトガアリマス、小學校員ノ俸給ノ不拂ノコトモ御述

ベニナリマシタ、如何ニモ此融通ニ付キマ

デアリマス、ソレカラ又農村……農、山、漁村ノ失業救濟ノ爲ニ、同ジク預金部ヨリ

七千万圓ヲ融通スルコトヲ決定イタシマシタコトモ前田子爵ハ述べテ居ラレルノデア

リマス、是ハ今日何等貸渡シニナツテ居ラスケレドモ、自下ニ於キマシテハ現ニ其

進行ノ爲ニ……圓滿ナル進行ノ爲ニ極力努

力イタシテ居ル所デアリマス、今少シク此シテ故障ノアッタコトモ承知イタシテ居リ

マスケレドモ、自下ニ於キマシテハ現ニ其

期ニ比ベマスト云フト、百十一万何千人ト

万人ニ達シテ居ルテ、昨年ニ比ベルト云フト

昨年ハ三十五万人デアッタ、是モ增加イタシテ居ルト云フコトヲ御述ベニナリマシタ、

確ニ増加ヲ致シテ居リマス、私ハ斯様ナ問題ニ付テ徒ニ外國ノ例ヲ引イテ來テ对照ス

ル譯デハアリマセヌケレドモ、是モ御参考

ノ爲ニ附加ヘマスレバ、最近即チ本年ノ二月、英吉利ニ於キマシテハ失業者ハ既ニ二

百六十万人ニ達シテ居ル、之ヲ昨年ノ同時

期ニ比ベマスト云フト、百十一万何千人ト

云フモノヲ増シテ居リマス、勞働黨内閣ガ

組織セラレマシタ時カラ比ベマスト云フ

ト、百五十万人ヲ増シテ居リマス、是等ニ

シテ居ルノデアリマス、益増加ノ形勢

タシテ居ルノデアリマス、興業銀行ヨリモ現ハレテ居ルノデアリマシテ、其計數ニ

至リマシテハ、私ハ只今此方ニ持テ居リ

マセヌケレドモ、是ハ主務大臣ヨリ御説明ヲ致シ得ルコトデアリマス、興業銀行ヨリ

行フ、斯ウ云フ風ナコトモ著々行ハレテ居

中小商工業者ニ對スル貸付ヲ行タ、是モ前田子爵ガ御話ニナツタヤウデアリマス、其外

普通銀行ニ於キマシテモ所謂小口ノ貸付ヲ

シテ居ル手段ガ有效適切デハナイ、中小商

工業者ノ救済ニ付テモ、又失業救済ニ付テ

シト決シテ申ス譯デハアリマセヌケレドモ、御参考ノ爲ニ申シマスレバ、斯ノ如ク

日本ノ失業者ノ數ト云フモノハ、英吉利ナ

ラバ日本ノ狀態ハ是テ安心シテ居テ宜シ

シト決シテ申ス譯デハアリマセヌケレドモ、御参考ノ爲ニ申シマスレバ、斯ノ如ク

日本ノ失業者ノ數ト云フモノ

○國務大臣（儀孫一君） 前田子爵ノ御質問ニ對シマシテハ、總理大臣代理ヨリ一應ノ御答ガゴザイマシタノデアリマスルガ、前田子爵ノ御尋ねノ主モナルモノハ、此前ノ本院ニ於キマシテ、中小商工業ノ救濟、失業救濟ニ付テ政府ニ建議ヲ出シタノデアルガ、其後一向此實效ガ現ハレテ居ナイ、之ニ對シテ誠意ヲ疑フト云々タナウナ御意味ノ御話ガアタノデアリマス、既ニ總理大臣代理ヨリ御答ハアタノデアリマスルガ、事私ノ主管イタシマスル商工業ニ關スル事モ亦ゴザイマスノデアリマスルカラ、私ヨリ簡略ニ此點ニ付キマシテ御答ヲ申上ゲテ置キダイト思フノデアリマス、現今ノ中小商工業ノ窮迫、誠ニ困タモノニアリマシテ、其狀態ガ殆ド極度ニ達シテ居ハセヌカト思フ位デアルノデアリマス、前田子爵ト共ニ我ニ共モ誠ニ心配イタシテ居リマスノデアリマス、テ之ニ付キマシテ現内閣ハ、貴族院ノ之ニ對スル建議案モ無論尊重ラ致シテ居リマスルシ、又當然ノ政府ノ責任ト致シマシテ、之ニ付テハ頗ル苦慮イタシ、又方法ヲ講ジテ居リマスノデアリマス、總理大臣代理ノ施政ノ方針ノ中ニモ、前田子爵ガ御引用ニナタ如ク、専ラ此問題ニ付キマシテハ色ニ苦慮イタシ、心配ヲ致シテ居ルノデゴザイマス、之ニ付キマシテ前田子爵ハ、施政方針ノ演説ノ中ニモアルガ如ク此商工業ノ振興ニ付テ、或ハ産業合理化、國庫愛舉ヲナイノミナラズ、却テ反対ナ結果ヲ見テ居ルデハナイカト云々タヤウチ、意味ノ御尋ねガアタノデアリマス、之ニ付キマシテ、一應私ノ考へダケヲ茲ニ答辯申上ゲテ置キマス

ガ機業ノ合理化、産業ノ合理化ト云フコト  
ノ必要ヲ唱ヘマシタガ爲ニ、世間ニ於キマ  
シテハ此聲ニ應ジマシテ、段々操業ノ短縮  
ヲ致シマスルシ、且又オ互ニ無暴ノ競争ヲ  
シテハ其潰レデアルト云フコトニ氣付キマ  
シテ、自カラガ産業合理化ヲ營ムト云フコ  
トニ致シテ居ル者ハ澤山アルノデアリマ  
ス、此例モゴザイマスルガ、是ハ長クナリ  
マスルカラ申述ベマセヌ、併ナガラ先別申  
シマスガ如ク、大カク國民運動、殊ニ  
企業ノ統制、チヨット御断リ申シマスガ、產  
業合理化ノ……一工場、一企業ノ合理化ヲ  
シテ、能率ヲ増進シ、無駄ヲ省クト云フコ  
トハ、相當ニ企業主ノ注意ニ依テ出来テ參  
テ居リマスルケレドモ、同業者間ノ御互ノ  
競争ハ、是ハナカく行ハレ惡イノデアリ  
マス、茲ニ於キマシテ政府ハデス、此儘デ  
トハ到底無暴ノ競争ニ依リマシテ、産業ノ引  
合、産業ノ樹直シガ出來能ハザルコトヲ痛  
感イタシマシテ、今議會ニ於キマシテ産業  
統制法竝ニ同業組合法ノ改正案ヲ提案イタ  
シマシテ、兩院ノ協賛ヲ求メタイト思フノ  
デアリマス、私ハ敢テ産業合理化ニ付テ、  
法律ノ力ニ依テ之ヲ統制スルト云フコトヲ  
專ニハ致シマセヌ、勿論民間ノ事業ノ合理  
化デアリマスルカラ、當業者ノ自覺、當業  
者ノ自省ニ依テ産業合理化ヲ致シ、共存共  
榮ヲ講ジテ貰ヒタイト云フコトヲ萬々祈  
テハ居リマスルガ、或ル當業者ニ依リマス  
ルト云フト、當業者ノ自覺、自醒ヲ求ムル  
コト難ク、相モ變ラズ統制ヲ保チ能ハズシ  
テ無謀ノ競争ヲ致シ、生産品ノ價格ノ非常  
狀態ニ相成ル、之ヲ此儘ニ拋テ置キマスナ  
ラバ、經濟立直シハ到底望ミ能ハヌト云フ  
コトヲ考ヘマスルカラ、茲ニ法ノ力、國家  
ノ統制ノ力ニ依リマシテ、企業ノ統制ヲ圖  
ル、企業ノ立直シヲ圖ルコトニ致シタイト

考ヘテ居ルノデアリマス、國產愛用ニ付キ  
マシテ、前田子爵ハ優良品選定ニ付テ手續  
ヲ過ダ、ヤリ方ガ間違テ居ルト云フコト  
シテハ前田子爵ハ斯ウ云フ誤解ヲサルルコト  
ハ實ハ、私ハ前田子爵ニ十分ナル材料ノ  
提供ヲ怠テ居タルト自ラヲ責メルノ外ハナ  
イノデアリマス、是ハ大變ナ、實ハ前田子  
爵ハ誤解ヲシテ居ラル、私共ハデス、國  
產愛用ト云フコトニ力ヲ十分ニ費シテ居ル  
ノデアリマス、是ハ前回ニモ申上ゲマシタ  
シ、今回ニ於テモ或機會ニ於テ申上ゲタノ  
デアリマスガ、我ミ共ハ外國ノ品物……我  
我共ノ今日ノ工業能力、今日ノ技術ノ程度  
ニ於テ、外國品ヲ買ハヌデモ、國內品デ十  
分間ニ合フモノガ昭和三年、四年ノ輸入統  
計ノ中ニ於テ凡ソ六億アルノデアリマス、  
此六億ヲ國諸君ガ目醒メテ、我國ノ品物  
ヲ消費シテ吳レルナラバ、茲ニ六億ノ輸入  
ヲ防遏スルコトガ出來ル、茲ニ六億ノ生產  
業ヲ我國ニ起スコトガ出來ルノデアリマス  
ルカラ、之ヲ担テ我ミ共ハ國產愛用ノ運動  
ヲ起シテ居ルコトハ申上ゲルマデモナイン  
デアリマス、ソレ故ニ是ニ付キマシテハ先  
づ第一ニ何ガ優良カ、何ヲ使タラバ、外國  
ヨリハコソノ方ガ宜イカト云フ、之ヲ國民  
ニ知ラサナケレバナラヌ、知ラヌニハ「バン  
フレット」モ必要デアルシ「ボスター」モ必要  
デアルガ、目カラ現實ニ品物ヲ入レル、所  
謂外國品ト國產品ノ對比博覽會ヲ開ク、展  
覽會ヲ開イテ之ヲ各地ニ開催致シテ、各  
國民諸君ニ之ヲ見セルト云フコトガ一番手  
取早イト云フコトヲ以テ、此所謂對比展覽  
會ヲ致シタノデアリマス、此對比展覽會ヲ  
致スニ付テ國內品デハ、然ラバ何ガ優良デ  
アルカト云フ選定ヲ致サナケレバナラヌコ  
トニ相成リマスルカラ、産業合理化ニ付  
シテ特別ニ委員ヲ選ビマシテ、専門家ノ

委員ノ主催ノ下ニ、其ノ優良品展覽會ニ提  
出ラスル國產品ノ内ノ選別、選り別ケヲ致  
シタノデアリマス、此時ニ、或第一回ノ對  
比展覽會ニ、之ヲ出品ヲ致シマスルニ付テ、  
選別ヲスルノニ委員會ノ決定ニ基イテ品物  
ヲ局限シマシテ、大キナ品物ハマサカ各地  
ニ運搬ヲ致シテ展覽スルニハ不便デアル、  
又同ジ品物ヲ澤山出シテモ是モ不便デア  
ル、即チ一つノ種類ニ對シテ凡ソ三點カ五  
點カラ選拔シテ、此内ヲ選ングダノデアリマ  
ス、此選定ノ結果ガ世間ニ漏レタ時ニ、同  
ジ品物デモ、アノ品物ヨリ決シテ劣ラヌ品  
物ガ私ノ方ニアルノデアル、何故之ヲ選拔  
シテ吳レヌカト云フ苦情ガ起タノデアリ  
マス、是ハ優良品デアリマス、同ジク優良  
品デアリマス、唯第一回ノ選定ニ付テ、同  
ジ例ヘバ品物デ、假ニ化粧品ニ致シマシテ  
モ化粧品ハ優良ナルモノハ十數種アル、十  
數種ヲ悉ク選ブ譯ニハイカヌカラ、其中ノ三  
點カ五點カラ選定イタシタノデアリマス、所  
ガ其選定ニ漏レタモノハ、商工省ハ同ジク  
優良デアルト見テモ、別ナ品物ヲ優良品ト  
シテ商工省ガ裏書ヲシタヤウニナルト、選  
別ニ漏レタ物ハ優良品ニアラザルト云フコ  
トニ相成ルカラ、是テハ我ミノ商賣ニ困ル、  
ソレ故ニ我ミノ品物モ亦商工省ハ優良品ト  
シテ選定シテ貰ヒタイ、斯ウ云フ苦情ガ  
起タノデアリマス、尤モ千萬デアリマス、  
若シモ粗悪品ナラバ商工省ハコンナコトハ  
顧ミマセヌ、併ナガラ、是モ同ジ優良品デ  
アリマス、偶ニ申シマス第一回ノ展覽  
會ノ時ニ出シタ品物ノ中ノ、數多クハ出  
來マセヌカラ、其中ノ一部分ヲ選拔シ  
タト云フ所ニ、大變ニ他ノ同業者間ニ  
シマセウト云フノデ數多ク出シタ物ノ  
商賣上困ルト云フコトガ起テ参リマシ  
テ、日々新聞ノ如キモノハ、是ガ爲ニ特ニ  
申シマスガ如ク展覽會ヲ開キ「パンフレ  
ット」ヲ發行シテ、況ヤ又是ハ朝日新聞、日々  
新聞ハ非常ニ此運動ニ共鳴ラシテ吳レマシ  
テ、日々新聞ノ如キモノハ、是ガ爲ニ特ニ  
申シマスガ如ク展覽會ヲ開キ「パンフレ  
ット」ヲ飛バシテ各地ニ宣傳ヲスルト云フ  
ガ如キヤウナコトヲヤッテ居タノデアリマ  
ス、日本商工會議所、東京商工會議所モ  
同ジク商工省ノ運動ニ共鳴ラ致シマシテ、  
自己ノ費用ヲ支出シテ迄、此點ニ付テハ非  
常ニ運動ヲ致シテ居タ、又現在致シテ居  
ルノデアリマス、斯ウ云フ爲デアリマスル  
カ、先ニ商工省ガ國產品ヲ以テ輸入品ニ代  
用シ得ルト云フモノガ六億アルト云フコト

ノ申上ゲマシタガ、其ノ所謂代用品ノ中ノ無論工藝品デアリマス……工業品デアリマス、工業品ノ中ノ主モナル工業品ノ百十五種類、百十五種類ヲ選ビマシテ、百十五種類ノ中昨年ノ輸入、一昨年、一昨々年ノ輸入ト幾許、輸入價額ニ、輸入狀況ニ相違ガアツカト思ヒマシテ、調べテ見マスルト云フト、其代用シ得ルトセラレマシタ所ノ百十五種類ノ輸入物ニ付キマシテ昭和三年度ニ比べマスルト四割三分、昭和四年ニ比べマスト四割二分ノ輸入減退ヲ見テ居ルノデアリマス、全體ノ輸入額デハアリマセヌ、百十五種類ノ品目ニ限テ輸入金額ヲ調べテ見マスルト斯ウ云フ成績ニアリマス、是ガ全部ガ國產愛用ノ結果トハ決シテ申シマセヌ、ソレハ日本ノ不景氣ノ爲ニ購買力ガ減退ヲ致シマシテ、其中ニ西洋ノ物ヲ買ヒタイト思ヒテモ購買力ノ減退ノ結果買ヘヌモノモ、此統計數字ノ上ニハ無論現ハレテ參リマス、併ナガラ兎モ角モ昭和三年、昭和四年度ノ輸入品ニ比べテ見テハ昭和五年度ノ輸入價格ガ、百十五種類ニ限リ、四割三分、四割二分ノ減退ヲシテ居リマス、是ハ金額ハ約二億圓内外デアリマス、斯ウ云フ成績デアリマスルカラ、是ガ然ラバ其中ノ何割、金額ニシテ何千万圓ガ國產愛用ノ結果デアルカト云フ計數ハ、是ハ中ムヅカシウゴザイマスルケレドモガ、以テ國產愛用ト云フモノガ單リ商工省ノ合理局ノ力ダケデハアリマセヌ、全體ノ人ノ共鳴、全體ノ人ノ協力ノ結果トシテ、斯ウ云フ結果ニナツテ居ルト云フコトヲ申上ゲタ次第デアルノデアリマス、是ハ同時ニ私ハ商工省ノ此仕事ニ共鳴協力サレタ所ノ各個人若クハ團體ノ諸君ニ大イニ敬意ヲ拂ハナレバナラヌノデアリマス、而シテ前田子爵ハ國產愛用ヲスルニ付テ外國カラ苦情ガアル、是ハ當然ダ、ダカラシテ少シ考ヘタラドウダト仰セラレタコトガアツカヤウデガザイマスガ、是ハ前田子爵少シ御考ヲ願

此點ハ私ハ追究イタシマセヌ、ソレカラ鬼角ニ大藏大臣ト云ヘズ、首相代理ト云ヘズ、外國ノ不景氣ヲ非常ニ御引用ニナル、外國ニ不景氣ダカラトカ、外國ニ非常ニ失業者ガ多イカラトカ、ソレニ比ベルト日本ハソレ程デナイトカ、外國ガ斯ウデアルカラ、日本ガ辛抱シロトカ、一々外國ノコトヲ御引張リニナリマスガ、如何ニ世界ガ不景氣デアラウト、何デアラウト、日本ハ日本トシテノ國策ヲ樹<sup>フ</sup>テ、所謂經國濟民ノ國策ヲナセヌケレバナラヌト私ハ思フノデアリマス、徒ニ外國ノイヤ、世界ノ不景氣ヲ御引用ニナツテ、辯疏サレルヤウチ御答辯ニ接スルコトハ、甚ダ遺憾ト存ズル次第アリマス、且ツ又私ノ質問、質疑ノ要點トシテ御尋不致シマシタル貴族院ノ建議案ニ付テノ御取扱ニ付テ伺<sup>タ</sup>ノデアリマスガ、之ニ對スル明確ナ御答ガナイ、サウシテ見マスレバ、政府方建議案提出以來今日マデ實施サレツツオ出ニナリマシタ諸施設ハ、有効適切ナルモノデアル、斯ウ御認メニナリマスカ、唯一言ノ御答ニ接シタイト思ヒマス、商工大臣ニ對シテ更ニ申述ベマスガ、商工大臣ハ私ガ演壇<sup>テ</sup>申述ベマシタ演説ニ付テ、間違<sup>テ</sup>御聽取リニナツテ居ルノデアリマウト私ハ思フノデアリマス、私ハ產業合理化ニ付テモ、國產愛用ノ獎勵ノ運動ニ付テモ、之ヲ否認スルモノノテハアリマセヌ、其趣旨ニ付テハ決シテ異存ハナノイノデアリマス、ソレ故ニ明カニ私ハ演説中ニ申シテ居ルノデアリマス、唯如何ニモ政府ノ效能ヲ御述ベニナルコトガ、實行ニ非常ニ過ギテ居ルト云フ點ニ付キマシテ御尋不致シタノデアリマス、仰セノ通リニ綿縮、縞三綾ノ統制ノ出來上<sup>タ</sup>ト云フコトハ成功ダト云フコトヲ、私モ認メテ居リマス、私ノ演説タノデアリマス、又合理化ト云フコトニ付キマシテハ、理想トシテ洵ニ結構ナコトデ

アルト云フコトハ申述べテ居ルノデアリマス、唯此遂行ニ付テハ、餘程用意周到ニナサラヌト、徒ニ失業者ガ續出シ、資本家偏重ノ嫌ヒニ陥ル、所謂勞資ガ共存共榮スルト云フコトニ付テ、ドウモ理想ノヤウニウマク行カナイ、行カナイカラ行クヤウニナサラナケレバイカナイ、是ニ付テノ御努力ト、御用意ノアラムコトヲ私ハ希望シテ居タノデアリマス、合理化其モノヲ私ハ頭力ヲ否認シテ居ルノデヤアリマセヌ、又國産品ノ愛用獎勵ト云フコトニ付キマシテモ、決シテ私ハ趣旨トシテハ、私ハ不贊成ヲ申シテ居ルノデヤアリマセヌ、唯如何ニモ商工省ノ執ラレタ態度ガ、國產優良品ト云フ初メ銘デモ打チサウナ有様デアッタノガ、對比見本ト云フヤウナモノニナシテ、積極的ニ獎勵ヲサレナイ、其優柔ナル態度ニ付テ、私ハ御非難申上ゲタ、其優柔ナル態度ニナックタト云フノハ、御心ノ申ニハ外國品ヲ成ベク買ハヌヤウニ、國產品ノ良いモノヲ買ウヤウニト云フコトヲ、腹ノ中ニハ御持チニナツテ居ルケレドモ、併ナガラ兎ニ角商賣ト云フモノハ國際的ノモノデアリマスカラ、ソレニ御氣兼ニナツテ居ルノデヤナナイカラ、又今日ノ法規ニ於テハ私有財產ヲ認メテ居ルノデアルカラ、法律ノ力ニ依ラズシテ、或ル品物ヲ保護シ、或ル生産品ヲ特ニ擁護スルト云フヤウナ態度ニ出ルト云フコトハ、著シイ問題モ生ズルコトデアルカラ、ソシナコトニ御氣兼ネニナツテ、サウシテ勇往邁進サレナインデヤナナイカ、併シサウ云フコトハ初メカラ分り切ラタコトデアルカラ、最初出發サレル時ニサウ云フ風ナコトニ付テモ十分ニ御考慮ニナツテ、眞ニ此産業經濟ノ大道ノ上ヲ潤歩ナサシテ、國產愛用ノ獎勵ヲタノデアリマス、國產愛用ノ獎勵ガイカラト云フコトハ寸毫モ申シテ居ルノデハアリ

マセヌ、尙又商大臣ハ長ミシク御演説ニ  
ナリマシタケレドモ、多クハ合理化ヤ國產  
獎勵運動ノ矢張リ是モ亦御吹聽ガ多イノデ  
アリマス、私ハ其實蹟ガドウデアルカト云  
フコトヲ伺ヘバ足リルノデアリマス、又輸  
入ガ大分減タト仰セラレマスガ、是ハ商工  
大臣自分で御告白ガアル通り、此一月ノ、  
本年一月ノ貿易ハ平年ニ比べテ見マシテ、  
輸入貿易ハ五割減ニナツテ居ルノデアリマ  
ス、國產愛用獎勵運動ノ效果デアッタカドウ  
カハ存ジマセヌガ、日本ノ商工業ガ萎靡シ  
タ結果、貿易ガ不斷ヨリモ五割モ下ツテ居  
ルノデアリマス、ソレデアリマスカラ、今  
何十種カ御數ヘ立ニナツタガ、果シテ國產  
愛用獎勵ノ結果デアルカ、商工業萎靡不振  
ノ結果デアルカ分タモノデハナイノデア  
リマス、モト明カナ御説明ガナケレバ私  
ハ諒解ガ出來マセヌ、要シマスルノニ商工  
大臣ノ御答辯ニ對シマシテ、先程私ガ孔  
子ノ言ヲ申上ゲマシタガ、ドウカ行ヒ  
ニ敏ナラムコトヲ願ヒタイト思フノデ  
アリマス、御吹聽ハ大分モウ、宣傳ヤ  
御吹聽ハ聞厭イテ居ルノデアリマス、私等  
ガ昨年會議ニ贊成イタシマシタ建議案ガ、  
如何ニ政府ノ御頭リニソレガ映テ居ルカ、  
其點ヲ明確ニ伺ヒタイト思クノデアリマ  
スガ、其點ニ付キマシテハ伺ヘナカツタ、私  
ハ試ミニ政府ニ御力ガナイカ、策ガナイカ  
カ、或ハ能力ガナイノカ、或ハ誠意ガナイ  
ノカ、私ハ思フニ外ノコトハ具足サレテ居  
ラレルケレドモ、誠意ガナイノデヤナナイカ  
ト云フコトヲ、私ノ質問ノ道行トシテ伺テ  
居ルノデアリマスガ、是ニ對シテ明確ナ御  
答ヘガナイ、申上ガル迄モナク、貴族院ハ  
衆議院ト違ヒマシテ、建議案ト云フモノハ、  
サウ御土產的ニ出スモノデヤアリマセヌ、  
其議會ヲ通ジマシテ重要ナルモノデ、且ツ  
國家社會ノ爲ニ一日モ忽セニスルコトガ出

來ナイト云フモノニ付キマシテ、各派ガ相一致シマシテ、貴族院ノ意思トシテ、全意思トシテ提出スルノデアリマス、デ政府ニ置カレマシテハ、此建議案ニ付テ、無視サレルナラバソレデ宜シウゴザイマス、無視サレルト云フコトナラソレデ宜シウゴザイマス、デアルガ無視サレルノデハナイ、一體ソレハドウ取扱テ居ラレルノデアルカニ、此取扱ノ御考ヘガ少シモ分ラナイ、ソレ故ニ、此點ニ付テ、若シヤ誠意ガアラレナイノデヤナイト云フコトマデ、甚ダ御推量申上ゲテ失禮デアリマスケレドモ、ドウモ外ニ原因ガナインデアリマスカラ、其邊チヤナイカ、斯ウ伺クタノデアリマスガ、ソレニ對スルドウカ一點ノ御答ヘヲ幣原首相代理ニ伺ヘバコト足リルノデアリマス。

〔國務大臣男爵幣原喜重郎君演壇ニ登○國務大臣(男爵幣原喜重郎君) 御答ヲ致シマス、御問ヒニナリマシタコトニ付キマシテ、當院ノ御建議ニナリマシタコトニ付テ、政府ハ決シテ之ヲ等閑ニ付スルト云フ意思ハ持テ居ナイノデアリマス、又サウ云フ事實モナイノデアリマス、我ミハ先刻モ申述べマシタ通り、此建議案中ノ二ツノ問題ニ付キマシテ、斯ク斯クノ施設ヲヤフテ來テ居ルト、ソレヲ茲ベマシテ御答辯申上ゲタノデアリマス、其述べマシタル所ノ施設ガ有效適切デナイト云フ、御批評デアッタノデアリマスガ、有效……然ラバ有效適切ナル施設方策ト申サレルノハドウ云フコトデシテモ、先刻ノ人心ノ安定ト云フノト同ジアリマスルカ、私ハ伺ヘナカッタノデアリマスケレドモ、併ナガラ有效適切ト申シマル施設方策ト申サレルノハドウ云フコトデシテモ、先刻ノ人心ノ安定ト云フノト同ジヤウニ絶對的デアリマセヌ、相對的ニアリマス、私等ハ今日ノ財政其他ノ事情ノ許ス範圍内ニ於テ、出來得ルダケノ施設ヲ、斯意ヲ以テ、眞面目ニ之ヲ行ウテ居ル、其

證據ト致シテ、我ミノ採テ居ル施設ヲ先  
モ申上ゲタノデアリマス、絶對的ニハ有效  
適切トハ申サレヌカモ知レマセヌケレド  
モ、今日ノ事情ノ許ス範圍内ニ於テハ、先  
づ有效適切ナル施設ヲ致シテ居ル積リデア  
リマス、是ダケデ御諒解ヲ願ヒタイト思ヒ  
マス

○子爵前田利定君 幣原首相代理ハ、貴族  
院ガ建議案ヲ提出後今日ニ至ルマデノ間ニ  
於キマシテ、政府者トシマシテハ、有效適  
切ナル措置ヲ兎ニ角採テ居ラレルモノト、  
自分ハ御認メニナツテ居ラレルヤウデアリ  
マス、併シ此點ニ付キマシテハ、私ノ質疑  
ニ對スル政府當局ノ御答ヘ、是ニ付テ満場  
ノ議員諸君ハ、如何ニ本建議案提出ノ實際  
ノ世相、社會相ニ照シテ、政府ノ施設ニ依ラ  
テドレダケノ不案ガ除去サレタカ、ドレダ  
ケノ人ガ救濟サレタカト云フコトニ付テノ  
公正ナル御批判ハ諸君ニ御委セスルコトニ  
致シマシテ、此以上幣原首相代理ニハ追究  
イタシマセヌ、唯一言幣原首相代理ニ申上  
ゲテ置キマスルコトハ、オ前ノ方デハ何ニ  
モ考ヘテ言ハヌデヤナイカト云フヤウナ御  
話ガアリマシタガ、是ハ、是ト丁度同ジコ  
トガ昨年ノ貴族院ノ會議ニ現レマシテ、國  
務大臣ノ御名前ハ忘レマシタケレドモ、竹  
越與三郎君ニ對シテ、オ前ノ案ヲ示サナイ  
デヤナイカ、オ前ノ方ニ案ヲ持合セガナイ  
デヤナイカト云フコトヲ以テ逆襲セラレ  
タ、其時ニ竹越與三郎君ノ更ニ答ヘラレタ  
言葉ハ、誠ニ私ハ涼シク、痛快ニ感ジタコ  
トデアリマス、ソレラ今更ラ戻返スモノデ  
ハアリマセヌガ、爲政者トシテハ當然爲ス  
ベキコトデハアリマセヌカ、策ガナイカラ  
策ヲ御聽キコナルト云フコトデアリマスル  
ナラバ、我ニ議員ト致シマシテハ、御相談  
ニ與ルコトモアリ與カラナイコトモアルト  
云フコトヲ竹越與三郎君ガ答ヘラレマシタ

ガ、其通り、我々議員へ、議員自ラガ立法スル場合モアリマスケレドモ、必ズシモ立法シナクテモ宜シイモノデアリマス、立案スル場合モアリマスケレドモ、必ズシモ立案スルノ義務ハナイモノデアリマス、政府ガ議員ニ向テ策ヲ授ケテ吳レロト云フコトヲ要望サレルト云フコトハ、是ハ策ノ御持合セガナイト云フコトヲ暴露スルノデアリマス、左様ナル御言葉ハ御慎ミニナック方ガ私ハ宜カラウト思ヒマスカラ、此ノコトヲ申添ヘマシテ質問ヲ打チ切リマス。

○副議長(公爵近衛文麿君) 本日ハ大分時間モ経チマシタカラ、是ニテ延會ヲ致シタイト存ジマス、次ノ議事日程ハ決定次第稟報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會イクシマス

午後四時四十一分散會